

由利財政と第一次大隈財政

落 合 功

(受付 2005年 9月 13日)

はじめに

慶応3年(1867年)10月の大政奉還、12月の王政復古の号令に基づき、政権は、徳川政権から天皇を中心とした維新政権へと委譲した。維新政権は、戊辰戦争により、新政府の全国支配の確立を図ると共に、版籍奉還や廃藩置県などを行ない、天皇を頂点とした中央集権国家としての近代国家が成立したのである¹⁾。

かかる状況のもと、明治4年(1871)の廃藩置県、地租改正の実施により全国の貢租収入を基礎とした財政基盤が確立するまでの四年間、慶応4年1月の鳥羽・伏見の戦いから明治2年5月の函館戦争による榎本武揚の降伏によって収束する戊辰戦争など軍費の調達までもが求められる中、財政的整備は維新政権にとって急務の課題であったのである。

この維新政権の「富国之基礎」を担ったのが、由利公正であり、大隈重信であった。由利公正は、慶応4年1月から明治2年2月まで、徴士参与、金穀出納所取締として、太政官札(金札)発行とそれに伴う提案を行い、実行した人物として知られる。この間の金札発行とそれに伴う諸政策を打ち立てた取り組みを由利財政という。その後、外国官副知事であった大隈重信が会計官副知事として引き継ぎ、明治初期財政の危機を乗り切った(第一次大隈財政)。大隈は、その後、明治6年10月から明治13年2月まで大蔵卿として財政を担うことになる(第二次大隈財政)。この間、秩禄処

1) 松尾正人『維新政権』(1995年、吉川弘文館)

分や地租改正などの改革を推進するとともに、殖産興業政策を推し進め、近代産業の発展に貢献した。大隈財政といわれるものがそれに当る。本論では、かかる二人が維新时期に行った財政政策とその経済思想を明らかにすることが目的である。

明治国家成り立ち期における財政政策は、いわゆる、由利財政、大隈財政といわれ、多くの成果を見ることができるとは、本論との関わりで二つの方向の成果から整理しておきたい。

一つは、財政史・金融史研究としての実証的な研究である。たとえば、由利財政の中心をなす、太政官札発行については、沢田章『明治財政の基礎的研究』はよく知られた成果である²⁾。また、明治期の財政の展開を丹念に実証した³⁾、藤村通『明治財政確立過程の研究』や千田稔「維新政権の財政構造」、そして、紙幣発行量の多寡からインフレーションやデフレーションの問題から議論を進め、「上からの」近代化の展開を論じた、坂入長太郎『日本財政史概説』の成果がある⁴⁾。逆に、岡田俊平編『明治初期の財政金融政策』は、こうした「上からの」資本主義経済育成政策の財政融資を容許することを可能とした民間企業の要素を探ろうとしたものである⁵⁾。また、大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』は⁶⁾、維新政権は、前期的資本の階級的利益を代表する権力として、その成立と同時に、産業資本創出を任務とする、世界史的にみて特徴的な絶対主義政権であったという立場から明治財政を捉えている。

また、太政官札発行にあわせて実行した商法司については、間宮国夫の

-
- 2) 沢田章『明治財政の基礎的研究』(宝文館, 1959年, 復刻版1966年, 柏書房)
 - 3) 藤村通『明治財政確立過程の研究』(1968年, 中央大学出版部), 千田稔「維新政権の財政構造」(『土地制度史学』81, 1978年)
 - 4) 坂入長太郎『日本財政史概説』(第2増補改定版, 星雲社, 1988年, 初版は1982年)
 - 5) 岡田俊平編『明治初期の財政金融政策』(1964年, 清明会叢書)
 - 6) 大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』(東京大学出版会, 1989年)

一連の研究を初めとしていくつかの研究によって明らかにされてきている⁷⁾。

本論で対象とする時期の大隈財政についての成果は、明治2年(1869)に大隈重信が会計官副知事から、明治十四年の政変までを通して明らかにした、中村尚美『大隈財政の研究』の成果が代表的なものである⁸⁾。他に通商司政策については間宮国夫の成果を見ることができる⁹⁾。

こうした財政史研究・金融史研究は、実証的な成果は多く残されており、その多くは本論でも引用していく成果として高く評価できるが、評価という面で述べると、日本資本主義論争の議論と深く関わっている場合が多く、明治維新の諸施策が近代的性格として評価する場合や前近代的性格として評価する場合、あるいは、「上からの資本主義化」か否かの問題に引きつけて論証しているようにも思われる。

もう一つは、こうした財政を担う二人の個人的な事跡に焦点を当てた研究である。すなわち、由利公正については、芳賀八弥『由利公正』¹⁰⁾、三岡丈夫『由利公正伝』¹¹⁾、由利正通『子爵由利公正伝』などの一連の成果がある¹²⁾、大隈重信の個人を扱った成果については、伝記として『大隈侯八十五年史』¹³⁾、中村尚美『大隈重信』¹⁴⁾を始めとした多くの研究が残されている。これらの成果は、伝記としての側面が強いことから、どうしても人物に対する顕彰的側面は拭えないものの、内容は詳細であることから、

7) 間宮国夫「明治初年における商法司政策の展開」(『社会科学討究』11-3, 1967年), 同「商法司の組織と機能」(『社会経済史学』29-2, 1963年), 新保博「維新期の商業金融政策」(『社会経済史学』27-5, 1962年)

8) 間宮国夫「明治初年における通商司政策」(『社会科学討究』13-2, 1968年)

9) なお、1950年代までではあるが、一連の研究成果については、杉山和雄「貨幣・金融制度の確立」(歴史学研究会編『明治維新史研究講座』1958年)などによって整理されている。

10) 芳賀八弥『由利公正』(東京八尾書店, 1902年)

11) 三岡丈夫『由利公正伝』(光融館, 1916年)

12) 由利正通『子爵由利公正伝』(1940年)

13) 『大隈侯八十五年史』(大隈侯八十五年史編纂会, 1926年)

14) 中村尚美『大隈重信』(人物叢書, 吉川弘文館, 1986年新装版)

両者の取り組みが概観できるし、本書の指摘や事例は史料批判を前提としつつも、貴重である。とりわけ、由利公正については、史料があまり残されていないことから、収録されてある史料は、極めて貴重であるといえるだろう。また、本論と同様に殖産興業を担った人という視点から由利公正、大隈重信などを扱った成果として、大島清・加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義』¹⁵⁾などを挙げることができる。

慶応4年(1868)の大政奉還から明治4年の廃藩置県までの四年間、すなわち、維新政権期は、一方で廃藩置県が行われていないことで、各藩にまだ領主制は残されていた。しかも、東北地方はまだ政治的に安定しておらず、経済的にも政治的にも基盤は脆弱なものであった。また、他方で近代国家としての中央集権化を推し進めていくことが求められたのである。かかる情勢を踏まえつつ、本書のテーマである、農業社会から工業社会への移行期としての19世紀論との関わりで述べれば、維新政権期は極めて重要な時期といえるだろう。実態はともかく、国家、社会における農業社会から工業社会への方向付けが明確化される画期として、維新政権はどのような思想を羅針盤として示したのか、この時期の財政政策とその思想から導き出す必要があるだろう。

以上のことを踏まえつつ、維新政権期に財政を担った由利公正(文政12年1829~明治42年1909)と大隈重信(天保9年1838~大正11年1922)の二人を取り上げ、その経済思想を明らかにすると共に、この二人の経済思想は、どのようなものを目指していたのか、そしてその意味は如何なる点に求められるのかという点について明らかにしていきたい。また、かかる経済思想は、維新政権にどの様に受け入れられ、近代国家成立に向けて、如何なる方向付けがなされたのかという点についても展望できればと考える。

なお、由利公正は民撰議院設立建白書の作成に関与し、東京府知事や元老院議員、貴族院議員を務めている。大隈重信は外務大臣として条約改正

15) 大島清・加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義』(1974年、東京大学出版会)

に尽力したり、立憲改進黨を結成し総理となっている。その意味では、両者は共に財政家としてだけでなく、近代国家成立において多彩な能力を発揮した人物として知られる。ただ、かかる点については、本論では概観することとどめ、財政家としての側面に注目して検討することとしたい¹⁶⁾。

一 由利公正と由利財政

1. 由利公正の取り組み

由利公正は、文政12年（1829）11月、越前国で三岡家の長男として生まれた。通称石五郎と呼ばれ、幕末、維新时期には三岡八郎と呼ばれた。由利公正と呼ばれるようになるのは、明治3年（1870）以降のことである。

嘉永6年（1853）砲術調練修業を命じられて以来、ペリー来航時には、品川御殿山警備を命じられ、その後も軍艦造船掛など、専ら軍事関係を中心とした役職に就いていた。福井藩藩政改革に大きな役割を果たしたのは、安政期ごろのことである。しかし、藩内政争の結果、文久3年（1863）には蟄居を命じられ、明治維新を迎えている。慶応3年（1867）12月に朝廷に仕えるという形で、徴士参与となり、この時設置された金穀出納所の管理を命じられている。その後、慶応4年2月に会計事務局が設置されると、事務局判事に命じられている。この間、国是五箇条（五箇条の御誓文）や会計基立金300万両を課すことなどを建議した。その後、太政官札の発行を始めとして、商法司—商法会所の設立など一連の取り組みを実行し、この時期の財政は由利財政と呼ばれている。しかしその後、明治2年（1869）2月に病気を理由に退き、5月に参与も辞任した。

明治2年11月から、再び越前藩政に参与し、藩財政に着手し、切手の発行を行っている。さらに明治4年（1871）7月には東京府知事に任じられている。この時、銀座の大火により、再開発に着手したことはよく知られた

16) 同論は、拙稿「明治維新时期の財政政策と経済思想」（川口浩編著『日本の経済思想世界』2004年、日本経済評論社）の論文を改稿したものである。そちらも併せて参照されたい。

ところである。また、明治8年（1875）には元老院議員、同23年（1890）には貴族院議員に勅選されている。

また、東京府知事の時には、興業銀行、東京銀行の設立を構想し、さらに晩年の明治24年には農工銀行法案を提出している。

由利公正の取り組みは、維新政権期の由利財政がとりわけ著名であるが、一貫して、物産を増殖するための紙幣＝「興産紙幣」の効能を踏まえ¹⁷⁾、経済政策を金札（紙幣）発行や銀行設立を行うことで実現することが、国家としての果たすべき役割と考えていたといえるだろう。

明治37年の日露戦争の真っ最中である9月の講演録「時局談」の中で、由利公正は、以下の様に述べている¹⁸⁾。

<史料1>

富源といふものは主として労力に在ると思ふて居る、それからもう一つは経済といふものは、一寸此の節の風潮の上から見れば貯蓄にありといふ意味を有つて居る様に思はれるが、私はさうは考へぬ、経済は運用の事であらうと思ふて居る

つまり、民の労力が富の源であり、経済では金銭の運用こそが大事であると述べている。労力については、「国家ノ盛衰ハ労力ヲ利用スルト否トニアリ、治安ノ要ハ蓋シ人民ヲ賑ハスヨリ先キナルハナシ、夫レ財源ハ人民ノ労力ナリ、同胞四千万人アリト雖モ万一労力ノ用ヲ空クセバ何ヲ以テカ我国ヲ保持スル事ヲ得ン乎、之ニ反シ労力一歩ヲ進ムレバ国力一歩ヲ進ムト謂フモ敢テ過言ニ非ザル可シ…」¹⁹⁾と述べ、国家の財源は人民の労力に求め、労力の結集こそが、国力となることを述べている。

また、由利公正は、晩年金銭の運用を活性化するために、銀行設立を建議しているが、東京銀行出願書類を参照すると、以下の様に記載されて

17) 「由利公正」（大島清・加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義』1974年、東京大学出版会）

18) 明治37年9月18日「時局談」由利正通『子爵由利公正伝』（1940年）

19) 「農工銀行法案理由書」由利正通『子爵由利公正伝』（1940年）

いる²⁰⁾。

<史料2>

東京銀行出願書類

府下之有志豪富をして此事を會議せしめ候処、幸に西洋普通之バンク法に倣ひ一箇之会社を結び起し、右之御金と府民私有之金とを募り、協力財本を定、相当之通用切手を製し、普く四方之融通を開き、貿易の力を添、変災不慮之備に供し、道路橋梁之請負金を給し、平常窮民之救法をも取設け申度、左候得は財本を不失一般之助益にも相成、人民自営之力をも起し府下之労を張り可申旨申候候、至当之儀に付、不朽之基礎も相立可申間…

同史料は、各大区御用掛惣代などが提出したものであるが、東京府としても副申を添えて太政官に提出したものであり、当時、東京府知事であった由利公正の思想も反映していると見てよいだろう。同史料を参照すれば、金銭を集めることで、切手を作成し、さらに様々な資金として融通することを構想している。そして、それは「人民自営之力をも起し」と、民間の起業を促進するものと述べたのである。

後述するが由利公正は、節儉論に対しては、極めて批判的であり、貯蓄などよりも、むしろ資金を運用する必要があることを考えていた。この資金を捻出する方法として具体的に行われた方法が、紙幣の発行による資金作りであったのである。そこに興産紙幣の発想が出てきているものと考えられる。次に以下、由利公正の思想形成について述べていくことにしたい。

2. 由利公正の思想形成と越前藩藩政改革

由利公正の興産紙幣の思想は、いかなる考えのもとで形成されたのであろうか。由利公正の思想形成には、越前藩での「先生」に当たる横井小楠がきわめて重要な役割を果たした。

20) 由利正通『由利公正伝』

例えば、「五箇条の御誓文」は由利公正が原案を起草したのとして知られるが、その根本的な精神は、横井小楠の「国是七条」を基礎としていることは、よく知られたところである²¹⁾。

また、幕末期における越前藩の藩政改革について、三岡八郎（由利公正）が中心となり、中根雪江や橋本左内などとともに、殖産通商の計画を推進している。すなわち、安政5年（1858）10月に製造方の切手として5万両の発行を決議している。結局、翌6年に藩札として発行されることになるが、この年春には長崎で越前蔵屋敷を設置し、オランダ商館と生糸、醤油などの販売の折衝をかさねている。さらに同じ年に開港場が設置されると、横浜に商館を設立している。その後、越前に戻り、さらに切手を増発して、藩内物資の生産を促進させ、藩内の大問屋を組織した物産総会所を開設して産物を集荷し、藩営貿易の端緒を開いたのである。

こうして、藩政改革は、成功し、多大な利益を藩にもたらすことができたが、改革当初から藩論としては、受け入れられたとは言い難かった。それは、藩内では財源として藩札を濫発することへの反発や「理財貨殖」を凶ることに対する批判が見られたのである。こうした反発の中、三岡八郎が改革を推進できたのも、横井小楠の後押しがあったからといわれている²²⁾。

横井小楠は、儒教的開明思想のオピニオンリーダーとして幕末期の思想をリードし、幕末維新时期に活躍した多くの人に対し、多大の影響を与えた人物として知られる。横井小楠の思想は、熊本藩士ではあったが、越前藩主松平春嶽の共感を受け、藩校明道館の設立から指導を受けている。安政5年、藩主松平春嶽の共鳴を受け、賓師として招待を受けて以来、幕末期

21) 山崎益吉「横井小楠と明治維新」（『横井小楠の社会経済思想』多賀出版、1981年）

22) 高木不二「松平春嶽受託期の越前藩」（『日本史研究』413、1997年）、『福井県史 通史編 近世2』（1996年）、三上一夫「幕末における越前藩の富国策について」（『日本歴史』241、1968年）

にかけて何度も肥後と越前の間を往復し、越前藩政の指導を行っていた。

由利公正の思想において、この横井小楠の思想が大きな影響を与えたことは、これまでも指摘されてきた通りである²³⁾。ただ、由利公正は元来実学的思想の持主であった。小楠が越前に来る7～8年程前、三岡八郎（由利公正）は、越前国内の米の生産量と歳入歳出の調査を行っており、2万両程不足していることを明らかにしている。その結果、儉約に限界があることを証明したのである。この時三岡八郎は、すでに節約という形での藩政改革の限界を感じていた。すなわち、三岡八郎の兼ねてから疑問を感じていた課題（節儉論に対する限界）は、横井小楠と出会うことで確信につながり、解決への方向性を横井小楠の思想から学んだと言えるのである。

本論の関係から横井小楠の思想を、山崎氏の成果を踏まえながら紹介すると、以下の三つの点が指摘できる。

① 産業振興論（労力の重要性）

まず最初は産業の振興の必要性を説き、その中でも、自ら起業する重要性を指摘している。また同時に失業者（生産活動に従事しない階層）を減らす必要性を指摘している²⁴⁾。

<史料3>

國中の人口は增多に及べども土地は古昔の儘なれば費す処多くして出す処少く、下なる者も是に准じ富る者は分を忘れて驕に長じ貧きも是に効ふて貧を忘れて驕らんとすれば各自に困窮逼迫を招き、加之太平の恩沢に浴して游手徒食の輩但今日となりては武士も游手徒食の類也十の九に至れば生れば生る者は依然として如前食む者而已増長する故、物価自ら貴く、物価貴に随ひ金銀不足す、金銀不足すれば四民困窮を生ず

23) 三岡丈夫『由利公正伝』、山崎益吉『横井小楠の社会経済思想』（多賀出版、1981年）

24) <史料3><史料4>は、いずれも横井小楠「国是三論」（日本史籍協会編『続日本史籍協会叢書 横井小楠関係史料 一』東京大学出版会）

<史料 4 >

一以上の諸物件其他民間所産の生育，製法等に付，簡便の方法器械等あるは，先づ官に試み其實験を経て是を民に施し，教へ導くに惻怛の良心を以てすべし

但養蚕術を初め諸産生方并農具其外にも大に人力を省き，便利の仕方も有之由，是等皆官府に於て十分試験に及び衆人の信を取りて後，施し行ふべし，たとひ便法なり共新の事を強ふれば却て民心を害する事多し

すなわち，産業振興策を労働力の増加と生産性の向上に求めている。この点，由利公正が重視した労力の重要性和同一の問題として指摘できる。横井小楠の思想に，民富めば国富むの富国思想を見ることができらる。そして，その資金は藩が担うこととし，民間に対して錢穀を貸与し，生産した物品の価値で返済することとする点が記載されている。また，産業を興すことで，仕事も無い游手徒食を減らさなければならぬことが記されている。そのためには，起業を増して，労働者として抱え込むことを提案している。なお，この游手徒食とは何事もなく遊んでいる人のことを意味するのであるが，<史料 3 >などを参照すると，最早，行政を担うべきはずの武士も，「今日となりては武士も游手徒食の類也」と，この時にはその階層に含まれることが記されている。なお，官の役割として，産業を起す場合に，農工商においても生産方法などを官で試験し民間に提供する必要も説いている。官営的な工場などモデルを創設する重要性和そのことによる官の公共性の役割が指摘できるのである。

② 財政・金融論と興産紙幣の発想

資金運用のあり方と藩札（紙幣）の有用性については，<史料 5 >と<史料 6 >に記載されている²⁵⁾。

25) <史料 5 ><史料 6 >は，いずれも，横井小楠「国是三論」

<史料5>

今や民間に無量多数の生産あり共、是を海外に運輸すれば価を減ぜず、且壅滞の憂なし、されば勉めて産を制するが為に民を富し、産を生ずるによつて国を富し士を富すべし、一隅を挙て是を譬んに先づ一万金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充て其繭糸を官に収め、是を開港の地に輸し洋商に売ならば大約一万千金の正金を得べし

<史料6>

正金の融通自在なれば物価の貴きは憂るに足らず、上下の便利是に過たるはなし…乍併物貴して金銀不足なれば世上の融通逼迫する故、たとへば物品三倍の高値とならば、銀札も亦三倍に増益せざれば貨財流通し難し、官府の正金山の如くならんには通用の銀札水のごとくなる故故障も懸念もある事なくして土民共に大に便宜を得べし

銀札を発行したものを民に貸し与え、養蚕（勸業）に充当し、そこで得られた製品（繭糸）を官に納めて、開港場で輸出して販売することを奨励している。そして、その場合、正金の用意さえあれば、紙幣（藩札）を多く発行しても構わないとし、物価が三倍になれば、銀札も三倍にする必要性を指摘している。物価騰貴の原因は、経済力を示すものとして評価している。

③ 重商主義的発想と官運営論

官が積極的に流通にかかわり、物資流通を促進することを指摘している。その際、やはり官が流通組織を設けたとしても、利益を得るべきではないことを指摘している。官による重商主義的発想を見ることができらう²⁶⁾。

<史料7>

五穀租税の外并糸・麻・楮・漆の類を初、惣て民間に生産する処旧来

26) <史料7><史料8>は、いずれも、横井小楠「国是三論」

悉く商売の手に売渡す故に其価尤賤く、就中姦商に逢へば種々の欺詐を受て其半価を得て止む者も亦多し、□是を官府に収むべし、其価は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て利を見る事なければ民自ら其恵を蒙るべし

但横浜・長崎等より物品月々の相場を聞調べ、民間にて売る処の相場に引当、諸港への運賃其余の雑費を加へ官府に損なくば民の乞ふに任せて精々高価に買べし

<史料 8 >

一以上諸物品を作り出し或は作り増んと欲すれ共、力足らずして意の如くなる事を得ざる者多し、官又是に錢穀を貸して其の意を遂しめ、その物品を官に収め、其価によつて其債を償しめ、又利息を見る事なければ民大に便を得て且恵を蒙るべし

但元仕込・夫食・糞し仕入といへる類悉官府より貸出し利息を取事なく、相對に高利の金銀を借の冗費を免れしむ、惣て官府の貸出しは元金を損せざる迄にて利を見る事なかるべし、官府の利は外国より取るべし

諸産業を起しても、商人によって搾取されることが問題であるとし、官によって流通を掌握することを示している。ただ、その場合、官は利益を得ないものとしている。民間に錢穀や肥料を貸与した分は利益とせず、藩は外国貿易によって利益を得ることとする点を紹介している。

横井小楠の思想として本項で紹介した史料は、ほとんど『国是三論』の富国論の項から引用したものである。同書は、万延元年（1860）に横井小楠が越前藩に招聘された際に、越前藩の国是として提案したものであり、富国論、強兵論、士道の三つで構成されている。横井小楠の富国の思想は、興業を行うことで浮遊者を減らすことを基調とし、そのためには藩札の発行や販売先の確保、流通ルートや肥料の提供などが重要な意味をなすものとしたのである。

先に示した安政期の藩政改革は、由利公正が担って行われたことが知ら

れるが、藩札の発行、開港場、長崎の商館設置、物産会所の設立など、横井小楠の発想をほぼ忠実に取り組んでいる様子がわかるだろう。こうした横井小楠の富国思想は、由利公正によって実現したのである。その意味で、横井小楠は由利公正にとって、政策実行と理論の「先生」として重要な関係があったのである。

ただ、後日談として、由利公正は、横井小楠について以下の様に評したことが残されている²⁷⁾。

<史料9>

私確に聞いたが、由利は言ふに「どうも今になつて見ると、小楠先生は先生には相違ないけれども、先づ欧羅巴あたりで邪蘇坊主とか云ふやうなものであらうか、此方で謂ふと支那の孔夫子の学者と云ふか、尊いものには相違ないが、どうも仕事の出来ないことには困る、なかなか細かく切割つて行くと云ふ仕事は少しも無い、何でも彼でも大ざつぱで国家の為にやらうと云ふ、其仕事は宜いけれども、何も彼も一つに握るといふ趣向であるから、あれでもどうも政治上には行けない、固よりあの先生が尊信すべき先生には相違ないけれども、仕事をする事だけはなかなか難しいと云ふこと」を言つたのです。

同史料から、横井小楠に対する由利公正の不信感を見ることができよう。

その意味では、横井小楠は、由利公正にとってすぐれた理論家であったが、現実の問題として、政策を推進する立場であった由利公正にとっては横井小楠の理想との食い違いがある中、少なからずジレンマがあったといえるだろう。実際のことは、後述するが、維新財政が窮乏する中、太政官札の発行では、7～8分近くの利金を期待して貸し付けている。また、横井小楠は、藩札発行には十分な正金を前提として、藩札発行の必要性を説いているが、不十分な状態で太政官札を濫発している。さらに官営工場など

27) 「太政官札の発行並製造の顛末」(『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』原書房、1978年)

工場のモデルを設立することを指摘しているが、これは由利財政の時には行うことはなく、むしろ、その意味で述べれば、大隈財政期（第二次）の官営工場設立にまで待たなければならなかった。由利公正は、横井小楠のような思想家としてだけでなく、明治維新の財政政策を担う立場として、横井小楠の思想を現実な課題と向き合いつつ実行していったのである。

3. 由利の経済思想の受容とその意義

最も大事な維新政権の財政を由利公正が担うことになった理由について、しばしば坂本龍馬との関係が指摘されるが、それだけでなく、「由利を信じて置けば馬鹿な事はしない、何か物には成るだらうと云ふ位の大掴みの信用を措いて居つた」²⁸⁾という言葉に代表されるように、幕末期に越前藩で藩政改革に成功したという裏付けに基づく信望が維新政権内部にあったと考えられる。そして、それだけでなく注目できることは、金札発行を積極的に推進するという点での興産紙幣の立場に立った富国論にあったということも大きな理由であるといえるだろう。

幕末には大久保利通らと共に王政復古について画策し、維新政権においては参議となっている中御門経之は、慶応4年8月から明治2年5月までの間、会計官知事になっている。中御門家に伝来した文書は多く残されているが²⁹⁾、この会計官知事になる直前、各藩に対し、①「軍備ハ民安ヲ保ツ所以ン兵制ヲ定メ海陸軍ヲ興ス其術如何ン」という軍備のあり方、②「金穀ハ用度之第一庶政皆是ニ依テ挙ル今日会計之道何ヲ以テ其所立アラン」と財政のあり方、③「東軍未奏成功人心猶危懼ヲ抱ク不知何ヲ以テ勦殲鎮定其宜キヲ得ン」と、東北地方の鎮圧の方法、という三つの内容について問い合わせた史料が残されている。慶応4年（1868）5月にこれらの回答がなされる。本論に関係する②の回答をまとめたのが、〈表1〉であるが、同表を参照すると、多くの人は節約を主張していることがわかるだ

28) 明治44年5月8日「太政官札の発行並製造の顛末（松平正直男爵談）」

29) 『中御門文書』（早稲田大学社会科学研究所編『中御門文書』1964年）

落合：由利財政と第一次大隈財政

<表1> 金穀と会計之道の問に関する貢士意見書

名 前	所 属	意見、内容について
青木齋宮	尾張元千代貢士	奢侈の弊を脱し、生業に精励する
足立武左衛門	本多豊後守貢士	金札発行しながら、奢侈を禁止し、分を守りながら質素につとめること
阿部伝兵衛	黒田甲斐守貢士	外国との通商に原因を求め、金穀の流出を避けるためにも、国が価格を把握すること
新太久馬	石川宗十郎貢士	策はない
飯島太郎	小笠原千代丸家来	制度を定め、質素となり、財を養い産業を興すこと
井口嘉一郎	加賀貢士	
石原七郎	松平摂津守貢士	農業を勤め、奢侈を禁じる
伊藤慎蔵	土佐能登守貢士	節儉に勤めること
稲垣蔵人	前田飛騨守家来	聚斂すること
井上藤七	久松壱岐守貢士 井上藤七	質素勤勉となり、農桑工作の業を勤める。海外諸国に貿易する場合も利益を得るようにする。
今村芳世	織田兵部大輔貢士	上は、恭儉にして節約する、冗官を去り浮費を避ける。下は農事に務める
上野直右衛門	小出伊勢守貢士	無用の費を省く（奢侈禁止）、力耕する
梅戸養元	梅戸養元	軍事を治め、各その職業を専らとする。金札を製造する場合は、会計の道を立て、運上金を徴収する
大竹勝太郎	松平主殿頭内貢士	金銀を新たに鑄造し、位を貴くする。西洋交易の私商を官商として諸物の濫出を防ぐ
小原余之介	美作中將貢士	大仏などを壊して金銀銅の三鈳を開かせ、純粋の金銀貨幣を鑄造する
恩田啓吾	土井大炊頭貢士	国家安定することこそが大事
川喜多新甫	藤堂和泉守家来	上下が一心となれば患はない
河村雪三	本莊弾正忠貢士	まず、即位の礼を行い、仁政の道をいえば、天下万民は仁徳を感じる
九鬼求馬	九鬼長門守内	天下の才覚のあるものを求め、万機公共の太政をもって人知とすることが急務である
小林健蔵	松平兵部大輔貢士	愚策無御座
小堀十太夫	鯖江貢士	各諸藩の貢金で太政官の用に宛てる
小松彰太郎	戸田丹波守貢士	特にないが、賄賂が一つも行われに様にするのが大事
佐藤江場之介 渋谷平内	忍少將貢士	各国交際通商貿易をもって富国を行う際には商法を起し、万国に航海し商税を徴収する。金銀座を設置し、新貨幣鑄造、当秋収納の金穀をもって金札に引き換える
志賀律三郎	九鬼大隅守貢士	
柴山鋼三郎	加州大聖寺藩臣	衣食住の奢侈を制して国を富ませる
清水八右衛門	谷大膳亮	東軍鎮定することで金穀会計
新宮左太夫	相良遠江守家来	金穀の本は農であり、農桑を精励する努力の必要、無用の費を無くし、自然と民が富む
新名与太夫	有馬遠江守家臣	特になし
鈴木再三	三宅備後守家来貢士	諸事を省き、不急の官は耕農に努める
鈴木太郎	陪臣上田貢士	
園田保	久留島伊予守	田野開き貨財殖るの道理
高橋伴蔵 高井義八	出雲少將内	鑄銭の役場を開き金銭を鑄立する、諸藩に布令し石高に応じて米穀を貯蓄する、奢侈を無くす
田辺丑三郎 小林源兵衛	稲葉美濃守貢士	質素第一、御料所から収納し、不足分は先納させる
田辺源吾	織田出雲守貢士	特になし
辻内蔵丞	小笠原近江守家来	入るものを庶政に施す以外なし
辻五太夫	高田侍従貢士	国内の冗費を無くし、国産物を多分に生産させ、万国と交易する

修道商学 第 46 卷 第 2 号

長坂範太郎	本多主膳正内	金札製造は一時は融通できるが、物価が沸騰し人心が動揺する。質朴を求め天下を治めることが大事
中野齋	栃木近江守貢士	貨幣を行い、国土の生産を起し商法を盛んにする
中村徳五郎	永井日向守貢士	
中村知一郎	大村丹後守貢士	金札を製造発行し、歳入に際しては金札で御用を行う
永山平太	加賀藩貢生	三幣を改鑄し一新する
西田覚馬、 林太仲	富山貢士	諸国有名の黄金家町人に上京を命じて、借金を命じる
丹村六兵衛	小笠原豊千代丸	無用を省く
野間伝三	京極下総守内	特になし
花房七太夫、 津田彦左衛門	備前侍従貢士	軍備以外は奢侈禁止
平山勇太郎	市橋下総守家来	私欲を除き、国益を引き起こす
藤田庄右衛門	高田侍従貢士	大寺院から借金をするとともに、諸外国との交易では私の交易を禁止し、諸商売を平等に行う。
星野部	内藤若狭守貢士	兵を治め、民を安するにある
堀内謹右衛門	牧野豊前守家来	冗費をなくす
間嶋万治郎	尾張元千代貢士	商権の上に握り、その利益を取めるようにする
松浦久内	安藤対馬守家来	奢侈禁令、社倉の法を立て開墾の利を開く
松下直衛	稲葉備後守	農夫は質朴に農事を行い、商売は正利で国用に便利ならしめる。ただ問題は疲弊である。
三木省吾	黒田美濃守内	会計の急務は互市通商の利を大観し、量の斟酌を行う
武藤加守衛	一柳因幡守家来	冗費を省く
村田栄作	酒井紀伊守貢士	特になし
安島為之進	山口長次郎家来貢士	省費の厳制
若林資朴	臼杵貢士	勸農開墾
中沢見作	小笠原佐渡守家来	商利を禁じて、用度を足す

『中御門家文書』1964年

ろう。例えば、「金穀ハ人民日用第一之品ニテ一日モ無テ不叶物ニ付、常用具足仕候様御所置無之テハ太平ニハ至ルマシク候、金穀ノ生スル本ハ農ニ御座候エハ方今精々農桑勤方之御世話被為在度奉存候、只々末利而已ニ走り仕法交易等ニテ一時金銀ヲ聚候テモ利害互ニ生シ永遠ノ計ニハ無之、且生命ノ為ニモ米穀布帛ホトノ要用ハ無御座候エハ、農桑ヲ本トシ上ニ無用ノ費無之下ニ遊民無之様御制度被為立候エハ自然国富ミ民足ルニ至可申ト奉存候」という意見に代表されるように³⁰⁾、節約により財政規模をできるだけ縮小させて、財政不足を乗り切ろうとし、その上で農業の生産性を上げていくという意見が大勢を占めていた。近世後期、国益論としての殖産

30) 「新宮左太夫意見書」(『中御門家文書』1964年)

の思想は、各地に展開されるものの、内容は一定せず、実際の財政政策に際しては、節儉論を基調とした殖産論であり、由利公正の様に資金を積極的に投下して、生産性を向上させるという発想は、幕末・維新においても、なお主流とはなりえなかったのである。先の越前藩の藩政改革でも、由利公正の提案に対し、反発が多かったことを紹介したが、むしろ節約を前提としながら、商業的農業を推進するという意見が主流であったのである。この意見書の中でも金札発行の提案も無いわけではないが、「最前 御布告之金札尚御当用ニ応シ候丈御製造可然哉、尤今秋御歳入之上ハ諸事此ヲ以テ御用弁可相成奉存候」と、すでに発行がなされることが決まっていた、金札発行についても、必要に応じて発行するという意見が出されるのみで、由利公正が意図していたような積極的に金札を増発する意見は出されていなかったのである。

由利公正は、「経済論」において、「世上経済を論ずるもの多くは儉約を旨とす、儉約は事業なきものの云ふ事にして望みなき世の有様なり、故に古来盛なる時儉約の説を聞かず、見るべし、経済の要は労力を求むるに在り、大に国家の望を興し、労力を用ゆる事を励む時は、運転其数を加へ国富盛なるべし」とか、「経綸が無くして、徒らに儉約儉約と叫ぶは、実に愚なことぢや、金が無くて困るから、魚肉を食はずに拵へるといふのは、愚ぢや、相当に物を食ひ、相当なものを着て、金を沢山拵へるのが善い、今日我国には仕事は有り過ぎる程有る、而して国内上下心を一にして、盛にこの仕事を行ひさへすれば、金は何程でも出来るのぢや、諺に三人寄れば文殊の智慧じや、我国経済界の困難は誰も知って居ることぢやに依つて仕事を仕なければ金も出来ぬから、借金も返せぬ、ぢやから其品物を送つてくれば、これだけの仕事をする、さうすればこれ丈の金を返せると、打ち明けて相談すれば、先方も納得するに決つておる、然るに仕事をせず、随つて金がないから儉約をするといふては、実に無智も亦甚だしいことぢや、一体儉約をして出せる金をいふ者は、実に僅かなものぢや、金銀でも美術品でも、儉約をすると云ふ以上は価の無い物となる、さうして現に有

る丈を絞り出して仕舞へば余裕が無くなるから、後に働けぬやうになる、人心が萎縮して仕舞ふ、事業が潰れて仕舞ふのであつて、節約をして金を拵へるのは恰も自身の肉を割いて飢へ凌ぐやうな者ぢや…」と述べているように、節儉論については、極めて否定的な立場であつたのである。

ちなみに、太政官札発行という由利公正の主張は、その発行当初から維新政権内部でも疑問視されていた。徴士参与職として外国事務局判事に任じられていた五代友厚は、慶応4年4月29日に大久保利通に宛てて、「金札一条二付ては、種々評議も御座候得共、未だ良則相立不申、昨日の御布令計にては、正金同様融通いたし候半日、逆も六ヶ敷、皆々苦心罷在申候…」という書翰を送付している³¹⁾。また、発行直前までもめており、太政官札発行を予定していた前日に由利公正に対し、「岩倉公は非常に御心配で明日の発行は暫く待つて呉れと申される」と言われた話が残されている³²⁾。多くの賛否が議論される中、太政官札の発行はぎりぎりの選択の中で決められたのである。

岩倉具視は、発行前の5月1日、大久保利通に「…皇国富強之基礎被立度事ト存候、尤三岡モ御采配合力以而成功之事祈念之事二候…」³³⁾ という書翰を送り、岩倉は大久保に対し、三岡（由利）による金札発行について支援を仰いでいる。つまり、維新政権の中心を担った岩倉具視は、金札発行のリスクを知りつつも、「皇国富強の基礎」を三岡（由利）に託したことを知ることができるのである。

4. 由利財政の展開

① 由利財政の展開

由利財政の展開については、これまでも多くの成果があるが、必要なレ

31) 『五代友厚伝記資料』第一巻20（1971年）

32) 「由利子爵の経歴附十九節」『史談会速記録（第五十九輯談話）合本十』原書房、1972年）

33) 立教大学日本史研究室編「大久保利通関係文書一」（23, 1965年）

ベルで概観しておきたい。

由利財政の根幹をなす金札発行に先立ち、慶応4年1月29日、京都、大坂の為替方・両替商を二条城に集め、会計御基立金300万両を求めている。その上で、全国の人口が3,000万人という概算に基づき、3,000万両の太政官札を十三年間の通用とし、政府紙幣として強制通用することを意図したのである。慶応4年4月18日には、江戸の金座銀座を接收し、二分金と一朱銀を増鑄している。また、5月5日には大坂で「銀目廃止令」が出され、金遣いの一元化が図られている。

太政官札の製造発行の布告が出されたのは、慶応4年閏4月19日のことであり、5月15日に紙幣発行を布告した。そして、全国の諸大名に対し1万石あたり1万両の太政官札を貸付け、毎年1割ずつ返済させ、13年賦にして返済させることとしたのである。また、直接、民間に対しても、商法司一商法会所を組織し、この組織を通じて、太政官札を貸与、運用することで各地の殖産振興を意図したのである。

かくして太政官札は、十両、五両、一両、一朱、一分の五種による新紙幣を発行することになった。それでは、この太政官札発行は、いかなる発想のもとで取り組まれたのであろうか。太政官札発行について概要を示した閏4月の布告について、すでによく知られた史料だが、〈史料10〉を参照しよう³⁴⁾。

<史料10>

皇政更始之折柄富国之基礎被為建度衆議ヲ尽シ一時ノ権法ヲ以テ金札御製造被仰出世上一同之困窮ヲ救助被遊度思召ニ付、当辰年ヨリ来ル辰年迄十三年ノ間皇国一円通用可有之候御仕法ハ左之通相心得可申者也

但通用日限之儀ハ追テ可被仰出候事

右之通被仰出候間末々迄不洩様其向々ヨリ早々可相触候事

34) 「太政官札」(明治財政史編纂会編纂『明治財政史』第十二巻、一九二七年)

戊辰閏四月十九日

太政官代

一金札御製造之上列藩石高二応シ万石ニ付、一万兩ツ、拝借被仰付
一返納方之儀ハ必其金札ヲ以テ毎年其金高ヨリ一割宛差出シ来ル辰年
迄十三ケ年ニテ上納済切之事

一列藩拝借之金札ハ富国ノ基礎被為立度御趣意ヲ奉礼認是ヲ以テ産物
等精々取建其国益ヲ引起シ候様可致候、但其藩々役場ニ於テ猥ニ遣
ヒ込候儀ハ決テ不相成候事

一京撰及ヒ近郷之商売拝借願度者ハ金高役所ニ可願出候金高等ハ取扱
候産物高二応シ御貸渡相成候事

一諸国之府県始諸侯領地内農商之者ハ拝借等申出候へハ、其身元厚薄
之見込ヲ以テ金高貸渡シ産業相立候様可致遣、尤返納之儀八年々相
当之元利為差出候事

但遐邑僻陬ト雖モ金取扱ハ京撰商売之振合ヲ以取計可致事

一拝借金高之内上納之札ハ於會計官裁捨可申事

但正月ヨリ七月迄ニ拝借之分ハ其暮一割上納七月ヨリ十二月迄ニ
拝借上納之分ハ五割上納可致事

右之御趣意ヲ以テ即今不融通ヲ御補ヒ被為遊度御仁恤之思食ニ候間、
貸渡金札ヲ以テ返納之御仕法ニ付引替ハ一切無之候事

この時期行われた由利財政の特質として、四つの点を指摘しておきたい。

第一は、金札発行について、「富国之基礎」という文言を述べている点である。すなわち先に岩倉が大久保に送った書翰にも「富国之基礎」という文言が出されていることを紹介したが、この表現が公的な史料にも出ているのである。そしてそれは、節儉による国家を展望するのではなく、富国な国家を展望することを内外に示したことになるのである。

二つ目は、太政官札の性格についてである。太政官札は、不換紙幣として存在し、13年間限定通用として政府紙幣としての強制通用を原則とした。これは、本来不足していた維新政権の財政を拡充するために採られた手段であったといえるだろう。横井小楠は、紙幣の発行高を増やすことは正貨

吸収を前提として可能であると述べているが、由利財政においては、300万両の会計御基金の存在はあるものの、充分ではなく、政府紙幣として強制通用することを前提として発行を可能としたのである。

第三は、太政官札発行の布告が出されてすぐ、閏4月25日に商法司が会計官所轄として設置された。設立当初は商法司知事として越前藩士岡田準介が任命されているが、5月には西村勘六（小野組手代）を始めとした大商人の手代が、商法司に名前を連ねている。そして、金札発行に伴い商法会所が民間商人や生産者に貸付け流通させることを目的としたものである。また同時に、商法司は商法会所を通じて物価統制権を掌握し、営業鑑札制によって商業取引を統制し、米油などの投機取引を禁止するなど商業の統制機関としての役割を担っている³⁵⁾。このように、商法司による資金貸付と、物資を集中する商法会所の二つの性格をあわせもった流通組織を維新政府として創設したのである。また、その際、会計官は商税を徴収していない。その理由について、「商税ヲ取ラサル仁ニ似タリ然レトモ農ニ税アリ商ニ税ナキハ公正ノ論ニ非ス何ソ商民ノ幸ニシテ農民ノ不幸ナルヤ…」と³⁶⁾、横井小楠の官の思想を反映したものとといえるだろう。

そして最後に、商法司を通じて民間へも貸し付けているが、藩に対しても太政官札を石高割で貸し付けている。つまり、廃藩置県が行われていない維新时期は、各藩の殖産興業政策に委ねられていたのである。そして、注目できるのは、この藩の殖産について、「富国ノ基礎」「国益ヲ引起シ」と表現している点である。この場合の「富国」「国益」の対象は、藩（藩国家）のことを意味するわけだが、このように廃藩置県が行われず藩が存在している中、こういった藩制に依拠した資金提供が行われていたのである。そして、個々の藩が豊かになることで、国家全体が豊かになることを目指したのである。

35) 問宮国夫「商法司の組織と機能」（『社会経済史学』29-2, 1963年）

36) 「近畿府県知事判事於京都府集會人名并ニ議事」（『中御門家文書』, 1964年, に「会計官商税ヲ不取其儀如何」という設問が出されている。）

② 歳入、歳出表から見た由利財政

次に、実際の維新政権の財政状況から述べてみることにしよう。〈表2〉と〈表3〉を参照しても、当時の維新政権の財政は困窮を極めていた。表を参照してもわかるように、会計年度第1期（慶応3年12月～明治元年12月）における歳入額は3,309万両弱であるが、そのうち經常の部として得られているのは、366万両強であり、2,942万両弱は臨時で得られたものであった。さらに、歳入經常部の中でも地租と海関税、運上冥加によるもので300万両を超えている。維新政府における財政基盤が脆弱であることが歴然としていたのである。臨時で得られた3,000万両弱ものの中で、2,404万両弱もの額が太政官札の発行であり、384万両弱が借入金として調達したものであった。こうした財政のあり方は、第2期（明治2年1月～明治2年9月）も同じで、3,443万両のうち、2,977万両を臨時で得ている。この臨時分のうち、太政官札発行が2,396万両であり、借入金として調達したものが81万両であった。經常歳入として得られたものが、466万両で、そのうち租税が440万両弱と、極めて脆弱な財源の状態が続いたのである。

一方、歳出の様子を見てみよう。慶応4年（1868）7月の維新政府軍が上野彰義隊を攻撃して以来、翌年明治2年（1869）6月27日の五稜郭開城まで、北陸、東北、北海道を転戦するが、この時の征東費は、第一期は335万両弱（それに箱館追討費12万両が追加）であった。そして、翌年も75万両（函館追討費57万両が追加）が費用として使われたのである。

また、各藩に貸し付けた石高割貸付金は第1期では914万両、第2期（東北北陸地方を対象としたものと思われる）が358万両となっていた。勸業貸付金も第1期は901万両、第2期は91万両となっている。第1期、第2期の歳出額は、総額でそれぞれ3,050万、2,078万両であることを考えると、この東征費と、貸付金により支出の7割を超えていたのである。

ちなみに、第8期（明治8年6月）までの石高割貸付金（これは廢藩置県によって無くなるので、第2期まで）と勸業貸付金は、総額でそれぞれ、1,273万両と1,538万両にのぼるが、この間に返済されたのは、石高割貸付

金は419万両（円）、勸業貸付金は1,128万両（円）であった。藩を通じて貸し付けた石高割貸付金は、あまり返済されたとは言い難いだろう。同様に、民間に貸し付けた勸業貸付金も6割程度しか返済されておらず、返済が充分になされていないといえるのである。

③ 由利財政の問題点

以上、由利財政期の動向を紹介してきたが、大きく、三つの点で由利財政の問題が顕在化されていた。

まず、第一番目は、太政官札の政府紙幣としての性格と戊辰戦争による正貨の必要性というジレンマである。戊辰戦争が続くことは、軍事費が求められるだけでなく、正貨を必要としていた。このため、関東での太政官札の流通が円滑に進まなかったのである。〈史料11〉を参照しよう³⁷⁾。

〈史料11〉

大村兵部大輔、三岡、あの辺の参与連中が集った時に、由利君が大村君に「箱館も何時までも愚図々々して居つていけぬぢやないか、何とか片を附けるが宜いぢやないか」と言われた、さうした所が大村君が「何時でも片を付ける、夜でも夜中でも片は附けるけれども、金が無いからいけない、金さへ出る事なら、おれが一昼夜の間に箱館を叩き付けてやる」「金が何程要るか」「十万両ほど有つたら、宜い、併し貴様出来はすまい、それだから行けないのぢや」と云ふ論ぢや…「それなら君、十万両余が有つたら行けるといふが、愈々十万両で行けるか」「オ、請合ふ、その金を出したまへ、何時でも行ける」と斯う大村先生がしきりと言つた。それから三岡先生、安藤（安藤就高）に申付けた「斯う言ふ、だから十万両どうしても斯うしても拵へにやならぬ、逆も箱館辺や何かに太政官札は通用せぬ、是こそ本当の現金で拵えにやならぬが、どうしたら行けるか」

37) 「維新当初の財政状態」（『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』原書房、1978年）

<表 2> 明治初期財政歳入（単位1,000円，以下切り捨て，0

		科 目 (30万以上のもの)	第 一 期	第 二 期	
			慶応3年12月 ～明治元年12月	明治2年1月 ～明治2年9月	
歳 入	經常部		3,664	4,666	
	臨時部		29,424	29,772	
	經常部	租 税	3,157	4,399	
		官業，官有財産収入	50	83	
		雑 収 入	332	127	
		そ の 他	124	55	
			地租・地稅	2,009	3,355
			海關稅	720	502
			運上冥加等諸雜稅	324	446
			川々國役金	0	
			諸藩賦課軍資金	73	79
			蠶種稅		
			酒類稅		
			郵便稅		
			証券印紙稅		
			通常貸金返納	124	55
			土地木石等売払代		
			不用品売払代	26	20
			造船及製作所収入		
			造幣収入		
			地金銀の益金		
			計出來	5	44
			臈續及徒場力役金		
			鉾山収入		
		臨時部	雑 収 入	281	384
			公債募集金		
			そ の 他	29,143	29,387
				24,037	23,962
			太政官札發行		
			民部省札發行		
			大藏省兌換証券發行		
			開拓使兌換証券發行		
			新紙幣發行		
		外國旧公債			
		外國新公債			
		調達借入	3,838	811	
		外國商社より借入	894	100	
		通商司益金			
		汽船掛収入			
		清國政府より収入			
		旧藩楮幣準備金			
		旧幕殘金	362	14	
		石高割貸金返納			
		勸業貸金返納		4,496	
		旧藩貸金返納金利子			
	合 計		33,089	34,438	

東洋經濟新報社『明治大正 財政詳覽』（1975年復刻）

落合：由利財政と第一次大隈財政

というのは切り捨てによるもの、記載が無いのは記載なし)

第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期
明治2年10月 ～明治3年9月	明治3年10月 ～明治4年9月	明治4年10月 ～明治5年11月	明治6年1月 ～明治6年12月	明治7年1月 ～明治7年12月	明治8年1月 ～明治8年6月
10,043	15,340	24,422	70,561	71,090	83,080
10,915	6,803	26,022	14,945	2,355	3,240
9,323	12,852	21,845	65,014	65,303	76,528
110	329	441	4,225	3,095	4,826
489	1,792	1,533	641	2,431	1,382
120	366	602	679	259	342
8,218	11,340	20,051	60,604	59,412	67,717
648	1,071	1,331	1,685	1,498	1,038
103	213	188	422	1,204	1,450
101	53	92	134	145	312
378	1,461	693	108		
		103	325	234	236
		16	961	1,683	1,310
		17	88	188	599
			319	291	395
120	366	602	679	259	342
		69	1,590	309	518
44	29	74	386	395	1,072
	117	104	157	84	681
			157	1,024	253
	77	627	218	1,589	349
88	99	79	66	24	379
	42	19	124	319	255
		38	154	316	869
442	280	308	202	125	1,263
4,782			10,833		
5,690	6,522	25,714	3,909	2,229	1,977
5,354	2,145				
		6,800			
		2,500			
		8,525			
4,782					
			10,833		
	302				
					444
					785
		1,708	1,135	581	29
154	39	93	1,215	169	113
51	0	3,592	337	123	89
39	3,975	1,584	398	516	272
			348	451	630
20,959	22,144	50,445	85,507	73,445	86,321

<表 3> 明治初期財政歳出（単位1,000円，以下切り捨て，0

		費 目 (100万円以上のもの)	第 一 期	第 二 期
			慶応 3 年12月 ～明治元年12月	明治 2 年 1 月 ～明治 2 年 9 月
歳 出	経 常 部		5,506	9,360
	臨 時 部		24,998	11,425
	合 計		30,505	20,785
	皇室費		249	384
	外務省所管		111	111
	内務省所管		0	69
	大蔵省所管		34	186
	陸軍省所管		1,029	1,400
	海軍省所管		30	147
	司法省所管		3	28
	文部省所管		57	103
	通信省所管			
	工部省所管			
	教部省		2	15
	民部省			64
	刑部省			28
	宮内省			384
	陸軍，海軍費		1,008	1,347
		開拓費	564	327
		家禄	294	1,606
		堤防道路橋梁修繕費	488	875
		賞典禄		
		回米諸費	64	62
		外国債利子口銭及雑費		
		征東費	3,348	752
		鉦山諸費	16	131
		石高割貸付金	9,145	3,588
		勸業貸付金	9,011	918
		調達金返償	263	1,465
		鉄道建築費		1,561
		旧藩外国債償還		
		旧藩負債償還		
		旧藩に関する外国償金		
		旧藩庁費補給		
		秩禄奉還賜金		
		公債利子		

東洋経済新報社『明治大正 財政詳覧』（1975年復刻）

落合：由利財政と第一次大隈財政

というのは切り捨てによるもの、記載が無いのは記載なし)

第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期
明治2年10月 ～明治3年9月	明治3年10月 ～明治4年9月	明治4年10月 ～明治5年11月	明治6年1月 ～明治6年12月	明治7年1月 ～明治7年12月	明治8年1月 ～明治8年6月
9,750	12,226	42,474	50,639	60,001	52,842
10,357	7,008	15,255	12,039	22,267	13,292
20,107	19,235	57,730	62,678	82,269	66,134
554	513	912	678	775	443
42	27	205	191	165	69
62	25			616	275
54	78	1,036	1,114	760	373
1,424	3,252	7,699	8,497	8,733	7,262
75		1,869	1,190	1,685	3,522
27	44	464	767	883	259
123	144	571	1,303	869	
	18	85	226	377	329
	121	709	574	281	146
5	9	132	72	71	34
62	25				
27					
554	513	912	678	775	443
1,355	3,195	9,117	9,316	10,359	4,675
353	547	760	1,034	2,041	
1,691	1,779	15,307	16,981	24,750	24,880
481	490	1,151	1,312	1,717	1,105
338	1,268	656	848	1,471	1,877
63	136	501	1,839	89	283
	439	439	1,261	1,217	765
235	95				
262	308	376	976	1,396	377
661	835	1,665	86	523	1,685
1,449	1,471				
958	1,936	2,146	1,782	425	
178	3,080	142	28	24	
	219	1,384	304	107	
	44	5	1,524		
	400	1,857	1	93	
			7,658	4,040	
437	437	2,103	2,464	866	

「どうしたら行けるかと云つて、外に拵へやうはない、どうしても豪商や何かに借らにやならぬ」「それは強借せにやいけぬ、それより外に術はないから、それなら強借しやうぢやないか」と云つて、木刀作の刀を持つて、三井の番頭やら何やら脅嚇して、其時分には甚い話で出さにや斬つてやる位の積りで、自分等は半脅嚇仲間になつて、とうとう十万両の金を拵へたと云ふ…

太政官札の発行高は、3,000万両を予定しており、会計基金の300万両があるにせよ、正金の裏付けが弱かった。このため、政府紙幣として強制通用が求められたわけだが、戊辰戦争に際し、正金が求められることで、実態として、正金と太政官札の併用がなされたのであろう。このため、政府として、太政官札の強制通用が貫徹できないでいたのである。同史料の中で三岡（由利）は、大村益次郎に対して、東京遷都などを理由に早急の鎮圧を要請しているが、恐らく、三岡（由利）にとっては、国内への統一的な太政官札流通が求められていたと考えられる。太政官札は政府紙幣として強制通用することを前提としていたにも関わらず、国内での正貨流通も認める必要があったところに由利財政の弱点があったのである。

第二番目は、貨幣・紙幣共に信用の低下による民間および外国官からの反発が見られる。外国官からの反発とは、むしろ貿易を行っている外国からの指摘であり、その意味では外交問題として、重大な問題となっていたのである。

この外交問題については後述するが、一分金、二分銀の品位の低下などが行われたこと、そして、大量な金札発行による信用の低下が見られている。このため、外国商人は取引に金銀貨の品位低下は商売に悪影響をもたらすものであるとし、金札の取引を拒否したのである。さらに、国内でも生糸などの取引産地では、外国商人が金札を受け入れないことから、地元問屋や東京系問屋は金札による取引を拒んだのである。

また、商法司の政策も「紙幣を貸して見たらば、一万両貸した紙幣は、五千両か三千両の値打より行かないと云ふやうな悲境に陥り、又其三千両

か五千両が、何か物産の蕃殖の元金にでも、入れられたかと云ふと、各藩に貸したやつは、各藩の経費の方へ遣ひ込んでしまふ。物産を製造すると云ふ為に貸したやつは、製造する方には其金が行かぬ、途中で消えてしまふ、中に入って居る者が取って、逃げてしまったと云ふ様なことで、暫く遣つて見たものの、金が纏まらぬ、目的が達し得られない³⁸⁾と記載されているように、藩を通じて貸し付ける方法は、殖産としてだけではなく、藩財政の中に組み込まれたり、紙幣の価値の低下により、構想の意図とは別なレベルで失敗したのである。

こうした状況に対して、由利公正はどの様に考えていたのであろうか。
<史料12>を参照しよう³⁹⁾。

<史料12>

覚

金札発行之儀ニ付、異見書取之模様を以て会計官存意御尋ニ付、
顯然たる実跡を以て御答申上候

一当春以来会計御基金凡百余万両調達為致候、右ニ付下方実以不融通
既ニ今日を凌兼候勢ニ相運居候、天下之融通一日も相留り候ては万
民不可言之苦を請候故、難有御仁政被為在候共顯然之御実事不相徹
義ニ付、金子調達之高ニ応し今日を弁し候様申渡拜借願出候ものは
貸渡候儀ニ御座候事

一今度尚又御用金被仰出候ニ付ては凡三百万両余之調達金ニ可相成候、
万一楮幣を以て今日之融通を御たすけ不被遊候は、何を以て下民今
日を凌き又何を以て数百万之軍費を相調可申哉

一軍費御入用之義は天下之為ニ天下之大業を被為行候義ニ付、平定之
上ハ天下ニ割付被仰出御取立相成候儀ハ早春既ニ調達金御発表以前
伺済之処ニ付、其旨を以て下方江も申聞置候故ニ調達之金子ハ其儘
調達為致置今日之融通を被為補候ため楮幣を拜借為致候処ニ御座候

38) 「商法司並通商司の創設」(『明治百年史叢書』)

39) 「(金札発行ニ関スル覚書)」(『中御門家文書』, 1964年)

如何となれハ農ハ其志秋の得ること多きを欲す商ハ融通の盛なるを欲す

王化ニ浴し御用を弁し直ニ己か志をとぐるの道理条理明白たるへく奉存候

(中略)

一官軍之費用相整且又係綸条理并行なはれ候儀ハ実ニ王者之大業ニて古来より賞誉致候大事件ニ候間、幾重ニも御賢考被為在断然明白之御所置被為在候様奉仰願候事

一先達て被仰出候金銀吹増之儀ハ当時普請最中ニて来ル廿日より鑄造ニ相成筈ニ候事

一貨幣器械之儀も来ル廿日頃著船之筈候事

一右ニ付古金并洋銀等精々尽力差出候様、兩替屋ともへ申渡候事

但通用金ニ仕立て候上返済致遣候事

一洋銀借入之義も五代才助心配ニて近日入手ニ相成筈ニ候

一右之次第二付、即今五十日を曆候ハ、軍費等惣て差支有之間敷候

(後略)

同史料について、『中御門家文書』の解題によれば、金札の流通が滞っている事態に対する、由利の回答が記されたものとし、年代は不明だが、慶応4年(1867)の6月初旬ごろのものと判断している。実際、貨幣器械(造幣器械)が上海から大坂へ到着したのは、八月二十九日のことであることを考えると、この時期と考えるのは妥当であるといえるだろう。

さて、同史料を参照すると、軍費の調達金のためにも太政官札の発行は必要不可欠であることが強調されている。同史料には洋銀の調達が可能であることが指摘されているが、7月7日に、由利公正は、大久保一蔵に対して送付した書翰を参照すると⁴⁰⁾、「外に外国借入之一策も有之候へとも、未だ取請不申、全く充には相成不申、且又外国借金充に内国の経綸(倫)を

40) 立教大学日本史研究室編『大久保利通文書五』(1971年)

見込候様にては御不見識にて御政体之順序も相成不申候間、兎も角有無は有無丈之手順を以て是非とも、皇国一般一途之経綸に行詰候より外有之間敷と存候…」と、外国からの借金は期待できないことが記されている。

さらに、造幣局での悪貨鑄造が問題となり、三岡（由利公正）は一度、9月24日に辞表を提出している⁴¹⁾。岩倉具視が徳大寺実則に対して送られた10月10日の書翰によれば、「一三岡辞表来示之通、御抑留可然と存候、就中木戸見込も有之同論ニ存候、尚亦伊知地壯之丞当局出伺之義ニ付、三岡等篤と及談合将来会計之基本確乎相立候様、可及戮力旨御説諭冀処ニ候」と、実際、三岡は弱気になっており辞表を提出していることがわかる。ただ、この時は岩倉具視は由利公正に対して信頼を維持している⁴²⁾。

伊地知貞馨が岩倉具視に宛てて出した書翰でも「三岡申に遽に御一新伏見鳥羽之戦争より引続奥羽御征伐相成臨時之御用途打重り当座を相弁候迄之訳に而今日に立至次第候、承り右等は小しも能々御察し申上候儀に而全く是迄之処を御賢責申に而は無之今日より以来之処大礼を相居へ本筋之会計御取扱相成度乍不及愚見丈は申上御補助申度論談仕…」と問題を東征による軍備支出などでこの時期の財政問題には一応の理解を示している⁴³⁾。しかし、明治2年（1869）正月24日には、金札を日々の相場に対応して取引を行うこと（時価通用）とし、租税における上納正金は100両につき金札120両の相場とするといった布告が出されている。明治2年2月3日には、徹底されている。この点は、木戸孝允が岩倉具視に宛てた書状にも、「一金札論已に御布令被為在候処、其実行訖度相立不申而差向き人心之居合に關係仕益朝廷相立不申、隨而百事瓦解仕御沙汰一度出れば一度之疑惑をなし候様に成行申候…」と、金札発行への信用が下落している様子が示されて

41) 芳賀八弥『由利公正』

42) 「明治元年10月10日 岩倉具視書翰」（『中御門文書』）

43) 「明治元年10月27日 伊地知貞馨、岩倉具視宛書翰」『岩倉具視関係文書 四（日本史籍協会叢書）』1983年復刻再刊、東京大学出版会）

いる⁴⁴⁾。岩倉具視も、次第に由利公正を支えることができなくなってきたのである。

小 括

由利財政の取り組みに見られる由利公正の思想は一言で述べれば、太政官札の積極的発行による財政規模の拡大と各地殖産にあるといえるだろう。いわゆる興産紙幣と呼ばれるものである。ただ、各地殖産という点について、注意しておきたいのは、殖産の対象は各藩を通じて行われていたということである。富国の対象は、日本全体と共に藩にも向けられていた。地方を豊かにすることで国全体を豊かにしていくことが構想されていたといえるだろう。しかし、太政官札について、民間からの信用を得ることができず、札全体の価値は低下し、外交問題にも発展して失敗に終わったのである。

太政官札の発行について、「失敗」、あるいは「止むを得なかった」という評価が一般的なものであるといえるが、由利公正は、明治14年（1881）5月に著した『愛国卑言』を通じて、以下の様に述べている⁴⁵⁾。

<史料13>

紙幣を造るは、一切なすべからざるものの如くなれども、決して然らざるものあり、夫れ紙幣は凡そ物産を増殖するに用ふれば、最も緊要なる活動力を有するものにして、即ち、國中紙幣多き国にして果して其富を有するを見て推知すべきなり、又紙幣を以て直に物産を増殖し、其の物産を以て金貨を輸入するは、最も富国の良策にして、金山を田面に招くと云ふべきなり

すなわち、由利は、会計官を退いた後も紙幣を発行することで、物産を増殖するという、興産紙幣の思想はあくまでも貫いているのである。

44) 日本史籍協会編（『木戸孝允文書三（日本史籍協会叢書）』1985年復刻再刊，東京大学出版会）

45) 「愛国卑言」（三岡丈夫『由利公正伝』）

太政官札は、政府紙幣として強制通用を行うことで、国内での円滑の流通を意図していた。この由利財政の取り組みは、①発行高を国内全体の人口三千万人から換算して三千万両としたこと、②太政官札の通用を政府紙幣として強制通用すること、③都市における大商人を商法司（組織）に抱え込み、流通を活性化することを意図したこと、などの諸側面において、幕末期における越前藩の藩政改革をモデルとしたとすることができるだろう。幕末、藩政改革の成功は由利公正にとって、貴重な経験と自信を与えたのである。その証拠に、由利公正の講演録には、しばしば越前藩での自分の取り組みが紹介されている。しかし、それは維新政権のもとでは必ずしも成功しなかった。先にも指摘したことだが、由利財政において指摘される東征費用は、全体の支出高の中では、第一期でも10%程度であった。この額は少なくない額ではあるが、勸業、殖産資金として投下した石高割貸付金や勸業貸付金は、55%近くであったことを考える時、由利財政は勸業殖産としての側面を強く持っていたことは確かである。東征費用自体が直接的に財政全体を圧迫し、殖産興業を達成しえなかったというわけではなかったのである。そして、由利財政は自身の富国論に基づき、興産紙幣の実現を強く意識したものであったのである。この方法が何故、藩レベルでは成功し、国レベルでは失敗したのであろうか。

明治2年福井に戻って、藩政に参加し、12月5日より切手の発行を実施しているが、その経緯について、以下の様に記してある。〈史料14〉を引用しながら、最後に、この点について述べていくことにしよう⁴⁶⁾。

〈史料14〉

私は「紙屑同様のものでも信用を得れば宜しいのである。一日延びれば一日の損。遂に回復する事が出来なくなるのである。今ここに越前の人口が三十余万人もある。この位のことを盛返すは一致さへすれば易い事と思ふがどうであらうか。それから皆が稼ぎ出さうと云ふ決心

46) 由利正道『由利公正伝』

を持てば直ぐ出来るがどうか」と云ふと、是非一致してやませうと潔くお受けをした。

それから「札は札として別に切手を拵へて正しく皆契約をして労力に訴へてこの物産を作らう。物産が素で命があるのである。併しこれを作るにも運転をつける金の種といふものがない。米もなければ皆目何もない。かうなつた以上は銘々の頭といふものが金で奮発すれば一日に五百文なり又七百文なり金を拵へぬ者はない。それぢや一村一村みな相談を固めて一致が出来たら箆笥の代でも、着物の代でも諸代物を抵当にして不信用をせぬと云ふことにして、切手を作り百日の間融通するなら資金を得ることは易からう。これを以て必死の力を尽すに於ては国札を引直すはいと易い。総て国家のことは人民の一致すると一致せざるとに因る。決して難しい事はない。幸にこれに同意するならば拙者も共々力を尽さう」と申せば、皆手を拍つてサアやらうと云ふ事になつて残らず一致したのである。

同史料で由利の紙幣に対する考え方について指摘できることを三点指摘しておきたい。まず第一は、紙幣や貨幣は信用を持たせさえすれば、それ自体の価値は重要ではないということである。この点は、外交問題まで発展した、金銀に対する悪貨鑄造や金札の増発について「紙屑同様のものでも信用を得れば宜しいのである」という考えと変わっていなかったのである。ただし、この時違ったのは、切手に対する信用を何に求めるかであった。明治 2 年の福井藩での手形発行には自己財産を担保にすることが史料中からうかがえる。この点、由利財政の時は、国家的信用に求めたのである。つまり、近世の藩札と同様な性格に求めたといえるだろう。由利公正の退任後の明治 2 年 5 月 2 日には、太政官と呼称することを禁止する布告が出されている。政府紙幣としての信用は下落し、強制通用がなされなくなった段階で、由利財政の基礎をなす興産紙幣の構想は終わっていたのである。

第二番目は、なぜ、切手や紙幣増発にこだわっているか、という点であ

落合：由利財政と第一次大隈財政

るが、これは一時的にでも通用する切手にせよ紙幣にせよ、粗悪な貨幣が創りだされることで、余っていた労力を投下できたのである。あとは、販路確保ができさえすれば販売先から正貨を得ることを可能としたのである。由利の考えている興産紙幣はそこにあるといえるだろう。

第三番目は、それでは仮に政府的信用が得られさえすれば、由利財政は成功していたのかということになるが、そうとは言い難いだろう。すなわち、藩を対象とした場合、特産品が明確であり、実際、由利公正自身が生糸を奨励するなど物産育成への対応への目配りが可能であった。それに対し、由利財政に基づく興産紙幣の構想は、資金提供を通じた藩による自生的な発展に期待していたことがわかるだろう。当時、藩は財政窮乏であった。藩に与えられた貸付金は藩財政に組み込まれ、殖産に利用されなかった場合も多かったのである。一方的に貸し付けるだけで、それに対するフォローがなされていなかったのである。

こうして、由利公正は、明治2年2月17日病気を理由に会計官事務局を去ることになり、同年3月より大隈重信が会計官副知事として登場することになる。

二 大隈重信と大隈財政

1. 大隈重信の取り組み

まず最初に、大隈重信について紹介しよう。大隈重信は、天保9年(1838)年佐賀藩士の家に生まれ、幕末期には尊王攘夷派の急進派として活躍した。学問に対する先見性があり、オランダ語だけでは不十分であるとし、将来を見越して英語も学び、慶応元年(1865)には長崎に英語塾「致道館」を設立している。そして、明治維新になると、徴士・参与となり、朝廷に仕える形で、外国事務局判事として長崎に在勤することになったのである。このとき、慶応4年(1868)4月にキリスト教徒処分問題でパークスと論争している。この時の交渉が認められ、5月には長崎府判事兼外国官判事、12月には外国官副知事となっている。その後、明治2年(1869)3

月30日に、由利公正を引き継ぎ、会計官副知事を兼務することになり、明治3年（1870年）に参議に就任している。一般に財政通として知られ、近代産業の育成に努めたことがよく言われたところである。明治14年（1881）に開拓使官有物払い下げや国会開設問題で伊藤博文らと対立し、参議を罷免されている。翌年立憲改進黨や東京専門学校（現、早稲田大学）を創設している。また、明治21年（1888）外務大臣となり条約改正に関わるものの、外国人裁判官任用問題で辞職した。明治21年（1896）には進歩党、明治31年（1898）には憲政党を結成し、同年に板垣退助と二人で初の政党内閣を組織した（隈板内閣）。その後、一時政界を離れ日本文明協会の設立など文化運動に尽力し、大正3年（1914）に、再び第二次大隈内閣を組織している。

大隈重信が財政問題に関与したのは、会計官御用掛として出仕して以来、会計官副知事、大蔵省大輔として活躍する明治2年（1869）1月から同4年（1871）7月までと、大蔵卿として活躍する明治6年10月25日から同13年（1880）2月28日までの二回に渡る。前者を第一次大隈財政、後者を第二次大隈財政と呼ぶことにするが、本論で取り上げる時期としては、第一次大隈財政を取り上げることにしたい。

さて、以上の略歴を概観してもわかるように、実は大隈重信は、由利公正の様に世間に財政通として知れ渡っていたわけではなかった。むしろ、大隈は外交担当として手腕を発揮したのであって、外交問題として財政問題が顕在化する中、必要に迫られて財政問題に関わる様になったと考えた方がよいだろう。

実際、明治2年1月12日に外国官として、会計官への出仕が命じられるが、大隈重信の回顧を参照すると、「明治初年の変遷と事情とを調査し、貨幣の濫悪、紙幣の発行より実際の出納を観察し、延きて幣政の将来を考究して、其詳細を了する」と述べているように、由利公正の元で会計御用掛を務めていた最初の段階では専ら財政問題の学習活動を行っていた。その後、由利財政に対して批判的になり、由利の退任に伴い、明治2年（1869）

3月会計官副知事となるのである。

また、「工部院建置之儀」を参照すると、「鉄道ノ建築、道路ノ補理、海港海岸ノ造築、灯明台、鋳山等ノ諸件モ亦此局ノ管轄ニ属ス」と⁴⁷⁾、社会資本整備にも力を注いだ。工部省については、西洋の模倣という批判もある中、社会資本整備が行われたことは、その後の工業化への基礎を固めたという意味では積極的に評価できる点である。第二次大隈財政では、秩禄処分や地租改正の改革を推進し、殖産興業政策を進めている。とりわけ、岩崎弥太郎の三菱汽船会社を支援したことはよく知られたところである。本論との関わりで述べると、第二次大隈財政の段階での殖産興業政策の特質について、中村尚美は「大隈の殖産興業論」において、明治八年に提出した大隈の四つの財政建議を検討し、明治七、八年の金銀輸出高が輸入の約一三倍、五〇倍と輸出超過となっていた現実を踏まえつつ、当時の金融蔽塞、財政困難の原因を、大隈は国内産業の未発達→輸入増加→金銀貨の海外濫出→正貨欠乏→金融蔽塞という因果関係に見出し、金銀輸出入不均衡の是正こそが、当時の財政危機を回避するものであると理解していたのである。その上で「上から」の産業資本に対する保護育成、殖産興業政策の推進が、「富国強兵」の本筋であるとしたのである⁴⁸⁾。

その後、大蔵大輔となり、鉄道、電信の建設、工部省の開局に関わっていく。第二次大隈財政では、秩禄処分や地租改正の改革を推進し、殖産興業政策を進めている。とりわけ、岩崎弥太郎の三菱汽船会社を支援したことはよく知られたところである。

その後の大隈の活躍は、多彩である。本論との関わりで述べると、第二次大隈財政の段階での、殖産興業政策を推進しているという点を述べておく必要があるだろう。

かかる第二次大隈財政の時に行われた殖産興業政策は、一般に第一次大隈財政には見ることができないとして、あまり積極的な評価は見られない。

47) 明治三年「工部院建置之議」（大隈文書）

48) 中村尚美「大隈の殖産興業論」『大隈財政の研究』（1968年、校倉書房）

それでは、大隈の思想は、時宜に応じて臨機応変に政策が取られたのであろうか、大隈の経済に対して貫かれた一貫した思想はどのような点に求められるのか、本項ではかかる点について検討してみることにしたい。

2. 悪貨、贋金問題と大隈重信

佐賀藩士の段階で、大隈重信の思想形成の中で、経済問題については、若干の関与はあるといわれるが、本格的に財政問題について考えるようになったのは外国官の段階のことである。外国官事務局判事慶応4年3月から明治2年3月までの会計官副知事として兼務するまでの時期は、検討の上で重要な時期であるといえるだろう。その場合、前項でも触れたような顕在化した外交問題について、大隈重信はどのように認識していたかという点について検討しておく必要があるだろう。

前項でも触れたが、貨幣問題が顕在化した外交問題は、太政官札発行の濫発による信用の低下と、劣悪な鋳貨を鋳造することでの、悪貨の横行と贋悪貨が見られたことである。

贋悪貨幣の横行について、二分金の贋金のことを指摘すると、「芸州の贋造二分金が性が悪い、筑前が一番良かった、それから薩州でございます」⁴⁹⁾といわれる様に、各地で贋金が横行していた⁵⁰⁾。かかる点についても、贋金を買わされたことなどを理由に外交問題となっている。また、金札は原則として外国貿易に使用されないことから、直接的に影響を与えるものではなかったが、紙幣の濫発による市場の混乱は取引にも悪影響を与えたのである。

悪貨幣と紙幣濫発に伴うこれらの問題は、興産紙幣を旨とする由利財政の特徴をなすものであり、いわば当然の帰結であったといえるだろう。すなわち、由利公正の言葉を借りれば、「紙屑同様のものでも信用を得れば

49) 「贋貨二分金の処分」(『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』)

50) 松尾正人「明治初年の贋悪貨幣問題と新政権」(『大学院研究年報(中央大学)』第6号, 1976年)

宜しいのである」ということである。この指摘については後述したいが、こうした由利財政の所産とした問題点について、諸外国の窓口機関である外国官は対応を迫られ、引いては維新政府自体の問題として見られるようになったのである。

もちろん、由利公正自身も贋金問題について、看過してはならず、五代友厚などを通じて、グラバー商会を通じて造幣機械の購入などの対応は行われている。ただ、造幣機械の購入は慶応4年（1868）8月のことであり、その後、起動するのはしばらく待たなければならなかった。

贋金問題は大きな問題として顕在化していた。明治2年2月29日のイギリス公使パークスの外国官へ提出した文書によれば、悪貨铸造と贋金の横行について、以下の様に述べている⁵¹⁾。

<史料15>

彼ノ一千八百六十六年ノ新定条約ニ一分銀貨ノ質分ヲ確定セル、以往ハ貴国政府ニ在テ贋悪貨幣ノ铸造ヲ允許ス可キノ理由無シ、然リ而シテ此ノ如キ評説ノ流伝スル有レハ、則チ独リ彼我貿易ノ妨碍ヲ為スニ止マラス、貴国政府ノ声誉ヲ損墜スルニ至ル、是ヲ以テ余ハ各国ノ同列ト共ニ之ヲ陳説セサルヲ得ス、抑モ政府ナル者ハ畜ニ宜ク予約セル質分ヲ以テ貨幣ヲ铸造スヘキノミナラス、又タ宜ク人民ヲシテ贋悪貨幣ヲ濫造セシメサルヘシ、因テ請フ速ニ之処置シ人心ヲ同様スル評説ヲ絶止シ、且ツ貴国貨幣ノ時価ヲシテ過甚ナル低昂ヲナサラシムルヲつまり、贋悪貨幣の铸造に対し、厳しく指摘すると共に、このことは維新政府の威信にも関わることを指摘している。つまり、悪貨の铸造は、経済問題としてだけではなく、国家の存立の問題として出てきているのである。この点について、維新政府も憂えた問題として捉えている。木戸孝允は岩倉具視に対して、明治2年4月19日、贋金について、以下の様な書翰を送っている⁵²⁾。

51) 『大日本外交文書 第二卷 第一冊（明治二年一月九日）』（1937年）

52) 『木戸孝允文書』三

<史料16>

(前略)

一賈金論は今日粗申上奉り置候通之儀に付、御都合を以何となく大久保へも為前途大患たる所を御論談被為在候ハ、同氏は至公至正之主意に付、必御旨趣潜感可仕と奉存候、天下実に賈金之事是儘に而弥相止むと申目的不相立而はたとへ於朝廷いか程新金御改正有之候とも底抜けに而際限は無之万民へは信更に不相立外国へは不正之名難被免而已ならず、政府之基本不相立処を見透かされ、行詰めは紛乱瓦解之外いたし方無御座得と大利害を大久保へも御論談可然と奉存上候、実に又一大急務と奉存候

ちなみに木戸孝允は、それに先立つ明治2年正月、大村益次郎に対して、「第一大政官に於ては肝要なる会計之目的も今に相立不申、是又今日之姿に而は日本も大政官も会計に而つぶされ候様相成可…」と述べている⁵³⁾。この会計の問題とは悪貨賈金だけでなく、紙幣の濫発も含めてのことであろうが、財政問題は、経済問題としてだけでなく、国家存立の問題として登場しているのである。

次の<史料17>は、賈金、悪貨問題に関して維新政府からの問い合わせに対する、外国官からの回答である。大隈重信自身の意見とは言い難いが、当時（明治2年3月）外国官副知事としての立場もあることを考慮すると、少なからず意見が反映されているとみてよいだろう⁵⁴⁾。

<史料17>

第一

方今

王政維新之際、旧幕ヨリ引続外国江通債大凡六百万弗 一弗ハ凡我国三分式朱余也 ノ高二及フ故ニ今急速此債ヲ償フノ催アリ、即今内外費用夥シ償フノ道果シテ如何

53) 『木戸孝允文書』三

54) 「外債及悪金銀貨処理ニ関スル外国官伺書」(『大隈文書』A, 1691巻)

落合：由利財政と第一次大隈財政

- 一長州下関一条ニ付、英仏米蘭へ償金三百万弗内残り高百五十万弗
- 一横浜ヲリエントアルハンク 英商兩替屋ノコト ヨリ借入高大凡五拾万弗
- 一英商ヲルトヨリ貨幣局借入高大凡百万弗余
- 一外国人ヨリ諸藩ノ引負高政府關係ノ分凡二十三万弗
- 一長崎製鉄所引当ノ金高并横須賀製鉄所燈明台、造幣局鋳山局軍艦等外国人ニ關係スル諸払高通計シテ本文ノ金高二至ルヤ然レトモ大凡ノ数ニシテ詳細ニ記シ難シ

第二

即今世上一般悪金銀流通シ、貿易ノ間此悪金銀外国人ノ手ニ落テ其高大凡正金三千万兩ニ及ブ今其者等ヨリ其公使江詠出此悪金銀ヲ外国官へ携来良金ト引換ルカ又ハ其損耗ヲ償フカトイヘリ此金大凡六百万兩ナリ、之ヲ弁スルノ道果シテ如何

新定約ニ云第三則ニ云一分銀目方三文目三分ハ日本ノ銀貨ニテ其重トロイ貫目百三十ゲレインニ下ラズ、其質ハ純銀九分ニ下ラス、其交ゼモノハ一分ヨリ多カラサルヘシ

右之通定約書ニ揚テ有之此貨幣ハ日本ノ物ニシテ日本ノ物ニ非ス、則内外ノ中間ニアル商買ノ媒介ヲナスモノナリ、仮令日本人ナカラ外国人ノ小遣トナル間ハ日本人ノ自儘ニナシカタキト同様ナリ、故ニ旧幕府之節ハ其約書ヲ守リ混和物ハ十分ノ一部分ニ過キスト雖近来追々悪弊吹立、且又大阪ニテ新鑄ノ一分銀其質甚悪シク且二歩金モ同様濫悪ニ帰ス、故ニ本文ノ如ク外国人ノ損亡ニ及ヒシ也、是ハ貨幣局ニテ貨幣ハ政府ニテ何様ニ拵出ストモ紙幣同様通用スルモノト昔風ノ所存ニテ思ヒ誤シヨリ発源シタル也

第三

若シ外国公使ヨリ右之悪金政府ヨリ出セシハ勿論ナレトモ其内又他所ニテ偽造ノ物モアルヤト問訊スル節其確答果シテ如何
是ハ政府及ヒ政府外ニテモ竊ニ濫悪ノ二歩金ヲ鑄造セシ風聞アレハナ

り、本文外国人ノ手而已三千万両アリシトノ説ヲ以テ見レハ新旧政府ニテ造リ出セシ悪性ノ貨幣而已ナラス他所ニテ竊ニ鑄造ノ分亦不少ナカラスト推シ知ルベシ

第四

日本政府ニ於テ悪金銀ヲ製造シ定約ニ背キ内外人民ヲ惑乱スル汚名ヲ万国ニ得タリ、此汚名ヲ一洗スルノ道果シテ如何
右之条々ハ実以国家ノ大事一官一局之力能ク挽回改明スベキニ非ス、
宜シク速ニ御評議有之度候也

三月

外国官

右存意有之者ハ可成丈差急キ申出候様有之度候事

議長

同史料から、当時の外国官の意向を見ることができただろう。まず、内容について紹介すると、第一番目は、借金高についての問い合わせである。この点は、特に、長州との馬関戦争に伴う賠償金150万^{ドル}を始めとした合計300万^{ドル}と他に軍艦や灯明台の費用であるとしている。第二番目は、悪金銀の流通についてである。すなわち、貿易によって、悪金銀が3,000万両程度外国人に渡っているが、この分を分析すると、600万両を賠償する必要があるとしている。この600万両を如何に対応するかということである。それに対して、貨幣は、日本で鑄造し、日本のものであるが、決してそれは自由勝手なものでないとしている。そして、旧幕府の時は、各国との約束を守り混和物を1割程度としていたのを、最近粗悪な貨幣を鑄造している。これによって外国との問題を招いているとしている。さらに、第三番目には贋金について、政府自体が鑄造している金銀も粗悪なものであるが、他に他所において贋金が鑄造されていることについて、問い合わせられている。これについては、他所でも鑄造されていることを認めている。

以上の<史料17>を踏まえつつ、3点ほど指摘しておきたい。まず第一は、「貨幣ハ日本ノ物ニシテ日本ノ物ニ非ス」と、貨幣については、国際的合意のもとに存在するものであるという理解を示している点である。由利公正

の場合は、貨幣は政府が自由に発行できるものであるとし、インフレを助長しながら経済規模を拡大することを目指していた。外国官の立場は、国際関係上、それを認めるわけにはいかなかったのである。

さらに第二は、太政官札の濫発について、「貨幣ハ政府ニテ何様ニ拵出ストモ紙幣同様通用スルモノト昔風ノ所存ニテ思ヒ誤シヨリ発源シタル也」と、貨幣は紙幣と同様に通用するものであるという旧来の藩札発行と同義として把握し批判している点である。藩札の場合、正貨としての金銀貨は幕府が掌握しており、国内での流通が図られた。鎖国制であることから、海外への流出はほとんど見られていなかったのである。

そして、第三は、贋金、悪金問題は、外国官のみで解決できる問題ではないとしている。つまり、国家全体の問題として取り組む必要があるとしたのである。かかる点は、外交問題と財政金融問題は不可分の問題であるとした大隈の思想と関係するところであろう。実際、大隈重信は、明治2年(1869)3月の段階では、すでに会計官副知事となっているが、「先つ外交官と会計官とを一致せしむるの必要を感じ、扱は余をして兼ねて会計官の御用係たらしめ、終に進んで会計の基礎に一大変革を加えんと決心を起すに至れり」と大隈が指摘するように、外交問題の解決として、財政制度、貨幣制度の整備が不可欠であるという立場をとったのである。「特に外を以て内を制し、外交の困難を仮りて内治の改良を謀らんとせしに過ぎさりしのみ」としたのである⁵⁵⁾。

この贋金に対する対応について、維新政府は、7月12日、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、イタリアの五か国の公使を東京の高輪の応接所に招き、贋悪貨幣を処分について答えている。この時参加したのは、会計官副知事となった大隈重信のほかに、三条実美、岩倉具視、沢宜嘉、寺島陶藏、伊藤俊介などであった。ちなみに、この各国公使を招いて対応を話しする6月、大隈重信は、辞職する旨をほのめかしている。

55) 「財政に関する外交」『大隈伯昔日譚二』(続日本史籍協会叢書、1981年覆刻)

大久保利通が大隈重信に対し、談判することを説得したことについて、7月10日岩倉具視へ書翰で送っている。〈史料18〉を参照されたい⁵⁶⁾。

〈史料18〉

昨夜ハ大隈江示談仕候処、今日外国談判ハ御受仕候、右大臣殿江申上候間、御聞取被遊候筈与奉存候、乍去大藏省にて奉名之義中々前途目的相立兼候義にて、実奉対朝廷恐縮之至ニ候得共、即今會計ハ皇国之浮沈ニ相拘候一大事ニ而其大事ヲ目的なしニ御受仕候義、決而難相叶次第二候間、不得止辞職仕候外無之与決心之趣承申候、小臣全ク一分を以、存慮丈ハ十分吐露仕、種々及懇談候処、然らば今一応熟考之上今晚明朝之間小臣迄決答ニ可及段承申候、成否如何ヲ不知候得共、誠ニ治乱之此ニ在ル訳ニ候間、一分ヲ以精々尽力可致試候、就而者廟堂ニおひてハ、寸歩も御動揺無之様今更御確定之政体ヲ動かされ候てハ天下之笑ヲ招キ候義ハ無申迄、何事も御信義ハ立不申様ニ成候ハ、夫迄与相考候間、益御踏メ相成居何様之議論相立候共屹然御不動之処呉々奉祈候

この時の大隈の辞職騒動について、この辞職をほのめかすことで、自身に対する維新政府の信任を取り付けたものという意見もあるが、それは別として、そこで指摘している大隈の主張は、この贖金問題への談判について「皇国之浮沈ニ相拘候一大事」と、国家の存在基盤をめぐる問題をはらんでいるという認識があった。つまり、悪貨、贖金問題は、経済問題としてではなく、国家的な問題として現れているのであり、維新政権は大隈にかかる要素の解決を要請しているのである。大隈もまた、同様な理解で、この問題の解決に答えたのである。

3. 太政官札問題と大隈重信

太政官札の問題については、由利財政の関係で述べてきたが、大隈が会

56) 「大久保利通書翰 岩倉具視宛」(『大隈重信関係文書』1934年)

計御用掛りを担当するようになると、太政官札についての評価が求められるようになった。一番の批判点は、太政官札の不換紙幣としての性格への批判点であった。この不換紙幣による強制通用が太政官札の信用を低下させたとするのである。すなわち、「三岡はかうした有様に対して金札が不換紙幣であるといふ非を省慮せず、却てその通用を妨げる反対者の宣伝を難じ、且つ金札の価位を損して時相場通用を許すことをも難じた。君は必ずしも然らずとし、幣制の原則として、それが相応の準備金を有し、所有者がいつでも正貨に交換し得るといふ紙幣、即ち兌換紙幣でない限り、如何に政府の強圧力を用ひて民衆に臨むとも、到底流通させ難い事情あるを知り、固く三岡に反対した。君の意見は次第に三条、岩倉等に耳を傾けしむるやうになった」という記載が見られるように⁵⁷⁾、太政官札の信用が低下したことに対して、時価相場を行い太政官札の兌換性をもたせる必要性を説いている。そして、これが維新政府の中枢にも理解されるようになったというのである。ちなみに、この事例から、貨幣に対して金属主義的貨幣観であったという評価がある⁵⁸⁾。そして、この事例から、金札の整理と統一や鑄貨の整理と統一、新貨条例の制定と金本位制への取り組みなど、兌換制度への志向性が見られるとするのである。大隈自身が会計官副知事になった3か月後には、時相場を取り止め、金札を正金に引き換えることを禁止している。さらに、金札100文は正金100文とし、金札の時相場を禁止している。この金札の平価通用は、本来、由利公正が主張するところで、これが受け入れられないことが、会計官から離れる理由となったのであるが、以上の経緯で見ると、当時大隈は時価相場を主張し、実行に移しながら、自分が担当官になると、翻って、時価相場を禁止したのである。つまり、大隈自身には貨幣に対して、必ずしも明確な考えを持っていたというよりも、如何に外国からの批判に耐えられるか、そして近代国家として

57) 『大隈侯八十五年史』

58) 「大隈重信」(大島清・加藤俊彦・大内力『人物・日本資本主義』1974年、東京大学出版会)

自立しうるのかが問題であったといえるだろう。

作者不明であるが、「皇国に生るもの孰か力を盡して朝廷を助け奉り外国之侮りを禦く之志なくて叶ふべき哉況して諸藩ニおゐては其志なきものハ有之間敷、即金札融通方之儀も是迄とても無疎心遣相成たる儀ニハ可有之候得共、即今別て肝要之時ニ付、今一層力を盡し領民説諭愚夫愚婦ニ到る迄も無疑惑請払僻邑遐陬融通せざる処なき様、共々手段を被盡度候事」と、金札の濫発の問題について、経済問題というよりも「外国之侮りを禦く」と、外交問題となっていることに問題点として指摘している⁵⁹⁾。

太政官札、贋金問題は、国家存立に関わる問題として内外に認識されていたのである。

岩倉具視もまた、三条実美に対し、以下の様な提案を行っている⁶⁰⁾。

<史料19>

会計ノ事、天下会計ノ立タサルヤ其由テ来ル所、亦既ニ遠シ徳川氏天下ノ大権ヲ執ルノ久シキ百弊並生シ政揆挙ラス、末葉ニ至リ、国力已ニ竭キ財用已ニ乏シ是ニ於テ粗悪ノ金銀貨ヲ濫造シ、粗悪ノ大小錢ヲ濫鑄シ百万手ヲ盡シ僅ニ目前ノ急ヲ救ヘリ、朝廷其後ヲ承ク積弊纏綿シ何ノ財力ヲ以テカ会計ヲ立テンヤ、姑息ノ法ヲ行ヘハ猶三五年ハ支フ可シト雖、其極ニ達スルヤ必ス救フ可カラサルニ至ラン、会計ノ道一タヒ救フ可カラサルニ至レハ国家ノ機能盡ク頽廢セン、誠ニ会計ハ国家ノ生命頼ツテ存スル所ナリ…断然と国家会計ノ困難ナル状ヲ天下ニ告示シテ曰フ可シ、朝廷ハ幕府積弊ノ余ヲ承ケ会計ノ困難ナルコト此ノ如ク甚シ、何ニ由テ皇綱ヲ張り国権ヲ伸フルコトヲ得ルヤ…

と、幣制の刷新を指摘している。維新政権の国家存立を含めた大問題として顕在化したのである。もはや岩倉の意識も富国ではなく、「国家会計ノ困難」であったのである。

それでは、かかる贋金・悪貨問題や太政官札発行について、どの様に解

59) 「金札通用ニ付演説大意」(『中御門家文書』1964年)

60) 『岩倉公実記』中

決していったか、紹介しておこう。

4. 第一次大隈財政の展開

大隈が会計官副知事となるのは、明治2年3月のことであるが、明治2年5月2日には、金札を正金に引き換えることを禁止すると共に、金札のことを「太政官」と称することを禁止することを布告している。恐らく太政官の権威が傷つけられるのを恐れたためで、現在日銀なども金札と呼ぶのはこうした理由によるのだろう。さらに2日後には、時価相場ではなく、金札100両を正金100両と同様な扱いとし、租税の支払いは金札で納めることを達しとして出している⁶¹⁾。さらに、5月28日には、金札の通用を13年間としていたのを、明治5年限りで引き換えることとしている。また、5月28日には太政官札の発行高を3,250万両までとしたのである。

また、金札から正金の引き換えを禁止したのにも関わらず、正金の流通がなされていることが問題であったが、その原因は金札の流通は、三都府が中心であり、地方では正金を中心とした流通がなされていたことに求めている。このため、明治2年6月6日には、各藩に対し石高1万石につき金札2,500両の割合で割渡すこととし、正金で返済することが達せられたのである（明治2年5月28日布告）。ただ、現実には同年7月末における金札流通高は4,800万両にまで及んでいる⁶²⁾。

また、貨幣の贋金については、明治2年2月に、東京、さらに京都、大坂、横浜、兵庫、長崎に貨幣改所を設置し、通貨の検査がなされている。さらに貨幣司、金銀座も廃止され、旧貨幣の鋳造もなされなくなっている。そして、5月には造幣局を設置して、新貨幣の鋳造を行ったのである。7月には造幣局は造幣寮となるが、造幣頭には長崎府判事兼外国官判事であった井上馨が任じられている。さらに、大蔵少輔伊藤博文は、アメリカで調査した貨幣の鋳造や紙幣、公債証書の発行などの報告を行い、明治3年12

61) 明治2年5月4日「太政官達」

62) 「貨政考要」(『明治前期財政経済史料集成』第13巻, 1964年)

月に意見書を岩倉具視や大隈重信に提出したのである。それに基づいて、明治 4 年 5 月、新貨条例が出されたのである。貨幣 1 両を（純金 1.5²⁷量目 4 分）を 1 円として、基準貨幣（原貨）とし、10 進法をとっている。そして、金貨は 20 円、10 円、5 円、1 円の 5 種類、銀貨は 50 銭、20 銭、10 銭、5 銭の 4 種類、銅貨 1 銭、半銭、1 厘の 3 種類にしたのである。これによって、金本位制の確立を目指している、ただ、当時の貿易は銀貨が中心であったことから、開港場に限って一円銀貨を貿易取引のために通用が認められたことから、金銀複本位制で、実際には銀本位制となったのである。

一方、通商司は、明治 2 年 2 月 22 日に設置された。この通商司の意図は「貿易ハ内外人民和親条約ノ今日ニ到ル時ハ互ニ有無相通シ物価平均貨財融通シ富強ヲ興起スルノ大本ニ候間、此局ヲ盛大ナラシメ内外貨物金銀一切之権利ヲ我ニ掌握スルヲ以テ本旨トス故ニ本末軽重大小ヲ丁寧ニ熟議シ厳密ニ前途ノ目的ヲ建違乱ナキヲ以証トス」と、記載されているように、貿易問題が大きな通商司設立の意義として記載されている⁶³⁾。

実際、「第一に外国貿易の平均を得せしめやう、斯様な事をして居つては、日本は一文も金が無いやうになつてしまふ」⁶⁴⁾ということがあった。このため、貿易事務の一切を取りし切る機関として外国官内に置かれていたが、その後、会計官に移されている。通商司は外国貿易の問題は別として、基本的に、由利財政期に設置されていた商法司—商法会所を継承したものとされている。すなわち、その運営を担当したのは、三井・小野組などの特権商人であり、通商司は物価の安定や貨幣流通、通商貿易の管理をはじめ、商社、両替屋の設立、海運業、保険業の創設など、経済全般を担ったのである。つまり、通商司政策は、通商司の下に三井・小野・島田を始めとした各地の豪商の参加によって主要商業地に通商会社・為替会社を設立し、全国の主要生産物—特に輸出向生産物—を政府の掌握する流通網にの

63) 明治 2 年 2 月 29 日「京都会計官分課・開港場・通商局職制」（『中御門家文書』1964 年）

64) 「商法司并通商司の創設」（『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』）

せ、同時にこれらの組織を通じて金札の流通の確立を意図したのである⁶⁵⁾。その意味で、一般に商法司と比較して通商司の方が権限が強化されたとするが、為替会社について「三井でも、小野でも、島田でも、身元金を出して、此に入って居る人達は、自分の商売とは思って居ない。政府の仕事、之は国の担当ぢやと思つて居る。自分は役を命ぜられて、此処に来て居るものであると云ふ考を以て従事して居つた位のものです」⁶⁶⁾と、いわれたように、都市の特権商人にとっては必ずしもそういう理解ではなかったようである。

また、通商司のもとに通商会社と為替会社が設置されている。通商会社は通商貿易するための諸商社を設立して統轄する機関であり、為替会社は、その商社運営に必要な資金を供給する機関であったのである。為替会社は東京、大阪、京都、横浜、神戸、新潟、大津、敦賀などの三都や開港場を始めとした要衝を設立している。また、都市商人だけに限らず、各地の豪農商人なども抱え込み、全国の商品流通の掌握を意図しながら、外国貿易を独占しようとしたのである。

さらに、為替会社には、紙幣発行権をあたえている。為替会社が発行した紙幣は兌換券であり、洋銀券は横浜為替会社のみが発行が認められている。政府は為替会社発行の洋銀券を商人所有の外国銀行洋銀券に代え、外国洋銀券を為替会社に集中させ、為替会社が外国銀行より洋銀を取立て、これを自ら保有し、洋銀券所有者よりの引替に応じるようにしたのである。この方法は、「外国銀行洋銀のわが国開港場における勢力を削ぎ、外国人が随意に洋銀相場を高低するのを制し、また外国銀行諸手形の使用に馴れざるを商人の授受の便を図る」としたのである。ただ、各銀行の門前に洋銀券取引拒絶の旨を掲示する有様で洋銀券の流通は少なからず支障を受け、数年に渡りかかる障害と戦わなければならなかったといわれている。

ちなみに、紙幣は後に為替会社の廃業の結果、明治9年まで引き換えら

65) 間宮国夫「商法司の組織と機能」(『社会経済史学』29-2, 1963年)

66) 「為替会社の始末」(『維新財政談』1978年覆刻)

れている（洋銀相場廃止は明治17年まで）。また、為替会社は明治5年11月の国立銀行条例の制定と共に為替会社は廃業となっている⁶⁷⁾。

この様に、通商司政策は商法司政策と同様うまくいったとはいえなかった。第一次大隈財政の内容として、表2と表3の第三期、第四期を概観すると、太政官札の濫発を行った第一期、第二期と異なり、財政規模を縮小させている。租税は上昇しているが、それでも民部省札、外国公債にも依存している様子がわかるだろう。その分、歳出が抑えられたのが、戊辰戦争終了による征東費と勸業貸付金であった、この時期の特徴があるのは大隈などが推進した工部省設置に伴う鉄道敷設費の計上であった。ただ、この時期の大隈財政の特徴は、外国との交渉に伴う、幣制の整備であって、経済政策は商法司の発展形の通商司に依存せざるを得ず、その意味では十分に財政政策を発揮しえたとは言い難かったのである。

おわりに

以上、第一次大隈財政における動向について紹介してきた。当時の取り組みについては、伝記によって知ることはできるが、具体的な叙述としては見ることができず、大隈自身の思想を十分に探ることはできなかった。ただ言えることは、大隈は外国官出身ということもあり、近代国家としての自立を考えていたことは確かである。つまり、大隈は外国からの批判に十分対応できるか否かということが中心的な課題であった。よって、第一次大隈財政では、幣制の確立に力点を据え、新貨条例の実現に手腕を発揮したのである。

つまり、由利財政における命題は「新しい国家を如何にして富ませるのか」であったわけだが、第一次大隈財政においては、「国の信頼を如何にして回復し、近代国家として自立していくのか」を命題としていたのである。

外国官判事として同時期に大隈と肩を並べ、後に政策論争の相手にもな

67) 坂入長太郎『日本財政史概説』（星雲社）

る井上馨は、当時の様子について、以下の様に述べている⁶⁸⁾。

<史料19>

農工商の発達を十分図らぬ以上は、富国強兵…強兵は出来るかも知れないけれども、富国はいくら士族が勇気があつて、身命を賭してやつたからと云つて、食はず飲まずでは行けるもんぢやないと云ふのだ。つまり実際から覚えた、多少書籍も読んで見たが富国而して強兵といふ私の論ぢや…外交政策といふものは何だと云ふなら、武器や何ぞを用ひずと、巧く交際にて、此方の富を増為に、商業の発達を図るとか、何とか云ふことなので、是も何かと云へば、国を富ませる術ぢやと云ふのだ…国の利益を取られてはならぬ、利益を取られると此方に影響を及ぼすから、どうしても行かぬ

外交を通じて、富国を得ていくという思想を見ることができだろう。

最後に、大隈の取り組みについて、第二次大隈財政に見られる殖産興業政策と、いかなる意味で第一次大隈財政が関係しているのかを言及しておこう。

第一次大隈財政は幣制の確立を主眼にしており、実際の通商司政策も十分に機能しないことから、あまり注目されないが、通商司の特徴として外国貿易の管理があり、そのため元来、外国官が管理していたことが挙げられる。この政策については、「外国官の中に通商司を置いて、第一に外国貿易の平均を得せしめうやう、斯様な事をして居っては日本は一文も金が無いやうになつてしまふと云ふのが、(通商司設立の)主であつたらしい」(かっこ内筆者)という言葉に代表されるように⁶⁹⁾、貿易の均衡を目指して設立されたのである。幣制の整備だけでは、金銀の海外流出を助長することを意味するにすぎなかったのである。

こうした対応が、大隈の工部省設立につながったといえるだろう。工部省設立の経緯については、後日の課題とするが、西洋の模倣という批判も

68) 「商法司并通商司の創設」(『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』)

69) 「商法司并通商司の創設」(『明治百年史叢書 世外侯事歴維新財政談 中巻』)

ある中、取りあえず、設置し、改変していこうとする大隈の思想を読み取ることができるのである。実際、太政官札の時相場や平価通用にしても、新貨条例時には、金本位制を目指していたのであるが、その後、むしろ銀本位制となっていくのも、そういった点には、大隈自身は重点を置いていないように思われる。

最後に明治8年10月に大蔵卿であった大隈重信が太政大臣である三条実美に対して提出した建議書を紹介しておこう⁷⁰⁾。

<史料20>

「収入支出ノ源流ヲ清マシ理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」

邦内ノ職業ヲ奨励シ百般ノ物産ヲ増殖シ外物濫入ノ弊ヲ防キ現貨流出ノ害ヲ救ヒ遂ニ国家歳入ノ額数ヲ充足シ輸出入ノ万品ヲシテ彼此互ニ相償ハシムルニ至テ止ム是レナリ、即チ国家理財ノ道ニ於テ大ニ基本根源ノ存スル所豈其責ニ任スルモノノ深ク注意スヘキ所ニ非スヤ…先頃前大蔵少輔吉田清成租税頭松方正義、租税助吉原重俊ノ建言ニ基キ条約改正ヲ主張シ是等本源ヲ確立疎通スルヲ以テ第一着手トスルモノハ蓋シ是ヲ以テノ故ナリ、若夫レ之ヲ以テ一時消盡ニ至テハ万端ノ費途大抵虚実ニシテ概ネ之ヲ以テ一時消盡ノ経費ニ充テ未タ曾テ貨財ヲ増殖シ利益ヲ興起シ物産繁茂ノ根本ヲ養ヒ民智開明ノ基礎ニ供スルモノアルヲ聞カス…其要旨ノ在ル所復タ強メテ我物産ヲ繁殖シ、商工ヲ振起シ以テ外物雜至ノ勢ヲ厭シ、現貨濫出ノ害ヲ防キ併セテ我国家人民ヲシテ富貴ヲ致シ産業ヲ保チ歳入税額又隨テ增多ナルヲ得、終ニ理財ノ本ヲ立テ経済ノ旨ヲ貫ヌカント欲スルニ過キサルノミ

同史料の趣旨は、金銀の海外流出を防ぐために、物産を増殖することを指摘したものである。第二次大隈財政はかかる要素が基調となって殖産興業政策を実施していくことになる。つまり、大隈の経済思想は、第一次大隈財政でも、第二次大隈財政でも近代国家として、諸外国と対等に付き合

70) 明治8年1月「収入支出ノ源流ヲ清マシ理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」(早稲田大学社会科学研究所『大隈文書 第三巻』1960年)

うことのできる経済的条件を整備していくことを基調としていたのである。

おわりに 由利公正と大隈重信

由利公正は文政12年（1829）に生まれており、大隈重信は天保9年（1838）に生まれている。その意味では、由利公正はプレ天保世代であり、大隈重信は天保世代である。わずか9年の違いであるが、両者の決定的な違いは、幕末期を如何なる立場で向き合ったのかという点があげられる。たとえば、ペリーの来航は、嘉永6年（1853）のことだが、この時、由利は、越前藩の品川御殿山警備に参加し、黒船の来航を現実に見ているが、この時、大隈はまだ16歳であった。その後、由利は、幕末期の越前藩藩政改革に関係することになるが、この点、大隈は、尊王攘夷派の中でも激派（急進派）として運動をしている。すなわち、藩経済政策に関わるという経験と自信の有無を、この10年の違いで見出すことができるのである。

由利公正は横井小楠の国富論を学び、忠実に実行した人物として評価できるだろう。そして、起草したことで有名な五箇条の御誓文の中で、「上下心を一にし盛に経綸を行ふべし」と述べられている。この一文の経綸については、共に起草した福岡孝悌が「お得意の経綸が出ましたなあ」と称賛したという話が残されているように⁷¹⁾、由利公正は、経綸という言葉を好んで使用していた。経綸という言葉自体は、既に横井小楠が使われているものであり、決して由利独自の発想ではないが、「治道は経綸を以基とす。故に曰く、夫民は国の本也と、経綸積極に向ふ時は、事物数を増し、開化して進む…」「国を治むもの、宜しく経済を整理すべし、治民の術経済より先なるはなし…」⁷²⁾などと述べ、経綸の重要性を指摘している。つまり、ある意味、由利公正は、近世からの正当的な経世家ということができるのである。

一方、大隈は、由利の様な実績を持ち、岩倉や西郷などから信頼されて

71) 「五箇条御誓文の起案」（由利正通『由利公正伝』）

72) 「迂拙草」（由利正通『由利公正伝』）

いたわけではなかった。維新政権に参加するのが初めての政治参加といってもよい状況であったのである。閥族からも外されており、自らの持つ能力で自己を表現する必要があったのである。逆に述べれば、非常に経験的にも立場的にも自由に対応しやすい立場であったといえるだろう。その意味では、外国官に所属することで、西洋の動向を学びつつ、貿易問題の現実直面した段階で、その解決を考える中で、経済政策を見出すことになったのである。その意味で、大隈は由利の様な、貨幣論を当初から持ち合わせていたわけではないし、貯蓄か運用かなどといった理論家でもなかった。大隈は実践の中で、自らの考えを形成していったと考えられるだろう。

最後にまとめとして、二つの点を指摘しておきたい。由利公正と大隈重信の貿易に対する（外国との交易）認識の違いである。由利公正の場合、地元の労力に期待し、殖産物を育成し、それを輸出することで、国富としたのに対し、大隈重信の場合は輸入防遏のための国産奨励であった。これは、由利の思想の背景には、近世における鎖国制を前提とした考え方があった。やはり越前藩時代の紙幣流通の場としての藩と、三貨が流通している販売先の三都との関係があり、貨幣の海外流出の心配は不要であったのである。それに対し、大隈の思想では、幣制の整備の後には、貨幣流出が問題となっており、輸出品よりも輸入品を阻止する必要があったのである。

もう一つは、由利財政と第一次大隈財政について、失敗したか否かという評価ではなく、経済思想の展開という視点で評価しておくことにしよう。由利財政のとった太政官札発行は、維新政権では「富国の基礎」を築くものとして歓迎された。近世後期以降、国益論は各藩においてしばしば論じられる議論であるが、国家レベルの指針として明確にしたことを意味する。それは、財政不足に対応する上で採るべき施策として、当時のお主流を占めていた節儉論を断ち切り、太政官札発行により積極的に経済規模を拡大することを目指した富国論を主張した由利公正を採用したという意味で、重要な意義があったのである。

第一次大隈財政は、由利財政に対する批判の中で登場する。そして、幣

落合：由利財政と第一次大隈財政

制の確立を中心としたものであったが、節儉論への復古としてではなく、富国論を前提として、そのあり方をめぐる批判として登場した。その意味で、大隈財政は、通商司政策など由利財政を全面的に否定したわけではなかったのである。そして、同時に外交問題として、貿易不均衡が重要な問題として顕在化していたのである。

貿易が明らかに不均衡でありながら、幣制改革によって金銀の海外流出を助長し、幣制改革自体は認めざるをえないという現実、関税などの輸入制限がとりえないといった、悪条件のもと、唯一、目指された方向は、輸入品に対する国内の生産であったのである。

維新政府の舵取りが、節約から運用へ、商業活性化よりも産業重視へと転換するようになっていくのである。